

平成30年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 平成30年6月19日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成30年6月20日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	迎雄一朗君	事業理事	川内野勉君	総務課長	中村義治君
企画財政課長	今道晋次君	住民福祉課長	大平弘明君	税務課長	内田明文君
保険環境課長	藤永大治君	会計管理者	川崎順二君	建設課長	山本勝憲君
水道課長	橋川貴月君	産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君
教育次長	水本淳一君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 2番 浜野 亘 議員
- (2) 3番 永田 勝美 議員
- (3) 1番 永安 文男 議員
- (4) 6番 橋本 義雄 議員

- 日程第3 議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第36号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第37号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第38号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、平成30年6月第2回佐々町議会定例会の本会議2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、平田康範君、8番、須藤敏規君を指名します。

— 日程第2 一般質問（浜野亘議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、2番、浜野亘議員の発言を許可します。

2 番（浜野 亘 君）

おはようございます。2番、浜野亘です。議長の許可をいただきましたので、通告一覧表のとおり3つの項目についてお尋ねをしたいと思います。私は、佐々町をもっとよか町にするため質問と提案をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずはじめに、西九州自動車道の佐々パーキングエリアの設置要望についてお尋ねをいたします。

高速道路を利用して、佐々、または平戸方面に来られるときに、西九州自動車道にはトイレ休憩所がなく、一番近いところで長崎市方面からは大村湾パーキングエリア、福岡方面からは川登サービスエリアですが、そこから佐々まで40分ないし1時間程度かかると思います。そこ

で、ことし 3 月末に現在の無料区間を有料とすることで、西九州自動車道の 4 車線化が決定しました。私は、実施設計書ができる前に、国に対し要望活動をしなければいけないと思っております。

国土交通省は、既にパーキングエリア用地として口石地区を買収されておりますが、町長は佐々パーキングエリアの設置要望について、どのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)
町長。

町 長 (古庄 剛 君)

先ほど浜野議員がおっしゃったように、西九州自動車道のパーキングエリアがないということでございます。一つは、佐世保の「させぼっくす」ですか、あそこに一応、下りればトイレや休憩ができるというところがございます。高速道路では、国の設計要領で一定区間内にサービスエリアとか、それからパーキングエリアを設けるように、これは決まっているようでございまして、御存じのとおり、今の西九州自動車道というのは、NEXCO西日本が 4 車線化を工事が今実施されるようになっております。これは佐々大塔間でございます。日本道路公団といいますか——が、分割の民営化をされまして、各社独自の規定が設けられているようでございまして、基準自体では、各社協議しながら、なるべく基準に沿って設定をされているようでございます。

また、口石地区のパーキングエリアの土地については、先ほどおっしゃったように平成 13 年度に国土交通省がパーキングエリア用地として 2 万平米の土地を取得しているとお話を聞いております。

なお、パーキングエリアの設置については、まだ未定でありまして、国も NEXCO西日本も協議は行っていないということございまして、現状の西九州自動車道は、佐々インターチェンジ以降の松浦佐々間が繋がっていない状況でございまして、現状では終点の佐々インターチェンジがパーキングエリア用地に近く、国も NEXCO西日本も、まだ協議を行う段階にないと考えていると思われま。

この御質問のパーキングエリアの設置要望につきましては、用地確保されている以上、町としてつくられるものと考えておりますので、時機を見ながら、早目に確認をしながら、必要なら要望をしていきたいと考えておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)
2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

町長がおっしゃいましたように、近くに相浦中里インターチェンジの横に「させぼっくす 99」がございますけども、高速道路から一旦一般道に出ないとトイレに行けないという状況でございまして、県民の皆さんがそれを御存じなのかということでございます。町長のお話を聞いていますと、国土交通省の職員かなと思うぐらいのような回答でございまして、今用地を確保されているわけですので要望活動する時機ではないかということで私は申し上げているわけです。

そこで町長にお尋ねいたします。佐々パーキングエリアを建設するには、恐らく国土交通省、または NEXCO西日本ということになるんでしょう。そのとき、パーキングエリアの建設工事費に対する佐々町の負担金は発生するのでしょうか。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
まだ、これは協議を行っていないような段階でございまして、国もNEXCO西日本も、まだどうするのかという協議を行っていないわけでもございまして、負担金についても、当然、何もまだ話があっておりませんので、わかり次第、もし決まれば情報をすぐ皆さん方にお知らせをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

先ほど町長がおっしゃいましたように、高速道路には、サービスエリア、パーキングエリア、何キロメートルに1カ所とか規定があるわけですので、自治体負担というのは私は聞いたことがないので恐らくないと思うんですよ、佐々町の負担というのは。その辺は確認をしていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

私は、佐々パーキングエリアのことにつきまして、町議会の全員協議会のときに少しお話しをしました。記憶はされていないかもしれませんが具体的に申し上げたいと思います。

実際にあつた話として、長崎市の知人から言われまして、平戸に行くとき佐々にトイレがあると助かるということでございました。この路線には、今村パーキングエリアと大村湾パーキングエリアしかありませんので、私もなるほどと思ひましたし、ほかの方もたくさん感じておられるというふうに思ひます。

今回、実質、佐々大塔間が有料となるわけですから、すぐに実現しなくても、今が願ひするときだというふうに思ひます。なぜなら、片側2車線が完了してしまいますと、パーキングエリア工事の残土処理のことや工事車両の問題も発生しますので、完成後に要望しても早くても数年はかかるというふうに思ひます。

再度確認しますけれども、町長の答弁を聞いておりますと、国土交通省九州整備局や国会議員の先生などに現在はお願ひする考えはないということなんでしょうか。お願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
これは今松浦間の19キロですね、佐々松浦の西九州自動車の19キロを今お願ひして、事業化になるということでお話ししております。とりあえずそれを早くつないでいただきたいということが、まず最初でございまして、その後、今4車線化、これは民間のほうで、国の資金を借りて4車線化するというのでございまして、これは佐々から大塔間ですね。先ほど申されましたように、その部分が佐世保中央では無料ですけど佐々大塔間は有料で、ちょっとお金が上がると、金額が今まで以上に上がるんだということでお話をさせていただいております。

我々もパーキングエリアというのは、先ほど浜野議員がおっしゃったように、その間がないわけですね。やはり今高齢化社会ということで、やはりトイレというのは、ものすごく急ぐ施設やないかと我々も考えていますし、今パーキングエリアとして用地買収してあるわけでもございますので、時機を見て、町としましてもNEXCO西日本なり国のほうにお願ひをさせてい

ただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

今、ちょっと料金についてお話がありましたので、ちょっと少し横道にそれるかもしれませんが、住民の方にわかっていただくために、若干、建設課長でもいいと思いますが。

要するに、長崎のほうから来ると、大塔から佐々まで乗ると370円ですよね。佐世保中央で下りて、また乗りなおすということは多分されないと思います。ということは370円。佐々から佐世保中央までなら無料ということ。佐々からみなとインターと大塔まで乗ると370円ないし270円取られるということ。確認です。誤解がないようにちょっと私が今言っているんですけど無料じゃないということで、ぜひとも早急をお願いしたいということで、西九州自動車の江迎鹿町インターチェンジ、場所は御存じだと思いますけども、もう形が見えてきております。その中で、松浦佐々道路は工事が進んでおりますので、手遅れとならないよう早目に行動したほうがよいというふうに思いますので、町執行と町議会が一体となり要望活動ができるよう、リーダーシップを発揮していただくことを期待いたします。

よろしいですか。間違いなかったら進みますけども。建設課長のほうに、料金ことの確認を。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

議員おっしゃられたとおり、佐々から佐世保中央までは無料となりますが、大塔までは370円という形で、議員おっしゃったとおり有料という形になっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

それでは次に、2番目の質問にいきたいと思います。町道及び県道の拡幅等の整備についてお尋ねをいたします。3点ございます。

国道204号から東町町内会に向かう町道東町線は、平成17年ごろから拡幅して2車線にするようなことで整備を始められましたが、あと3軒ほど残り、部分的にしか整備されておられません。また国道204号線から牧崎団地に向かう町道牧崎線について、同じ平成17年ごろに町営牧崎団地建て替え時に一部整備されておりますが、国道付近の整備がされておられません。ほかの町道の整備もありますが、この2件についてどのような考えをお持ちなのかお尋ねをします。

それから、直接関係ないんですけども、県道佐々鹿町江迎線の古川地区の拡幅についてでございます。私が議員になって初めて昨年7月の定例議会で質問した項目でもあります。この点で、昨年11月16日に中村知事へ要望書を提出されました。また、産業建設文教委員会でもこの報告がございませんでしたので、その後の状況を教えていただきたいと思っております。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まず 1 点目でございますけど、町道の東町線の拡幅についてでございます。これについては、住宅が密集しておりまして、道路も狭小ということで、容易に車道の離合ができないということで緊急車両等の通行に支障があるということで、道路の拡幅ということで課題があったわけでございます。道路改良予定区間の隣接関係者の一部において、当時から家屋移転が相談が難しいと、厳しいという状況がありまして、現在まで進んでいない状況でございます。当該地区は、また住宅が密集しておりまして、道路も狭小ということで、容易に車両が離合できる状況ではないということで問題がありまして、このようなことで、町道東町線の拡幅等の整備は完了していませんが、ほかの代替策としまして、町が宅地造成した工事で、もう一つ下のほうから、町道口石東町線の改良を行って、少しでも今緩和させるという措置でございまして、さらに平成 27 年度には口石東町線との国道との交差点の改良も行っておりまして、現状ではその地点で車両通行の改善を図られていると考えておりまして、今後はこの道路整備の優先度等を考慮しながら、やはり関係者に御理解が得られれば、環境になれば、検討していかなければならないのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、先ほど 2 点目の町道牧崎線の国道付近の整備でございます。整備区間の関係者には、一般住宅を含む店舗等がありまして、施工には多額の費用がかかると、御存じのとおりでございます。予想されるわけでございます。この道路は国道との交差点にもなりますので、県とか警察、地元関係者との協議、それから右折帯等の設置などを考慮する必要がありまして、実現までは至っていないということでございます。

これまでも電柱移転とか側溝整備を行いまして、少しでも道路の幅員を確保する努力は行っているところでございますけど、こちらにつきましても、ほかの道路整備との優先度を考慮しながら、関係者の御協力が得られれば、得られる環境になれば、検討していかなきゃならないのではないかと思っております。なかなか大変難しい工事だと思っておりますので、やはり予算と、それから皆さん方の御理解を得ながらやっていかなければならないと、年度ごと決めてやっていかなきゃならないのではないかと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それからもう一つは、県道の拡幅ですね。古川の県道の拡幅で、佐々鹿町江迎線の拡幅っちゃうことで、県からも町に入った中で、地元等と 5 回ほどの説明が行われているということをお聞きしております。

その中で、地域の意見として、拡幅すれば歩道が整備され、安全に通行できるとか、車の離合がスムーズになるなどの拡幅に前向きな意見もある一方で、拡幅が行われれば、これ以上の交通量になり、むしろ交通安全上、心配とか、拡幅によりまして、河川幅が狭まり、大雨等の本当に対策ができるのかどうか、家屋移転は絶対協力しないなど、いろいろな御意見がありまして、地元の反対というわけではないわけでございますけど、一部には難しい意見もあるというのをお聞きしておるわけでございます。

町としまして、地域と地域とを結ぶ幹線道路でありまして、また吉井方面からの中央海岸線を通らずにアクセスのできるバイパス的な道路との考えから、県道の拡幅を進めたいという考えは変わりありません。

しかしながら、地元の一部でも反対がある以上、一部の反対意見を無視して安易に工事を進めるということができないと町として考えておりまして、県のほうにもそういう要望を行っております。重要な路線であるということは変わりはありませんけど、時間をかけて地元の理解を十分得られるよう、粘り強く県と一緒に地元との交渉を続けていきたいと考えているわけでございます。今後、このような事情から、県への陳情項目につきましては、県道佐々鹿町江

迎線の拡幅について、一時要望を凍結したいと今考えているところでございまして、そういう、国や県のほうは、事業をやりたいということは考えはあると思いますが、やはり一部そういうことがあれば、町としては凍結をさせていただきたいと考えておりまして、今後、十分皆さんとまた話し合いながら、納得がいきけるような方策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

まず、町道東町線ですけれども、町長は下といたしますか、北側の道路が完成しているので緩和されているというようなことでございましたけれども、住宅というのは東町線のほうが多いですよ。その地元の方がおっしゃっているわけですよ。やっていただきたいと。道路下の 2 軒についてですけれども、土地の相談が可能な状態であると地元の方から伺いました。適正な価格であれば早急に購入して、拡幅工事を進めるべきだというふうに思います。町長御存じないかもしれませんが、そういうことで 2 軒の方は、あと 1 軒は町がどうするかという判断だと思ひます。

それから、町道牧崎線についてですけれども、昨年 7 月の定例議会において、私は佐々インターから国道 204 号へのアクセス道路についてお伺いしました。町長からは、現状のままでよくないかというふうな回答でございましたので、今もそのような回答だと思ひます。しかしながら、その後も住民の方からぜひ整備してほしいということをおっしゃっております。電柱を移転したりとか今言われましたけれども、牧崎団地には高齢者の方が多くて、路側帯上に電柱が今も残っているんですよ。側溝があり、その次に道路側に路側帯があり、路側帯上に電柱がある。それで危険だというふうにおっしゃっております。それは 1 本、本当に邪魔になるような状況でございます。御存じだと思ひますけれども、まずは、これだけでも解消していただけないものかというふうにお尋ねをします。

それから、古川地区の県道ですけれども、理解が得られなかったので凍結のような話を今されましたけど非常に残念でなりません。志方黒石地区の拡幅工事が済んでおり、今年度中には完成するのではないかというふうに思ひます。これは定かではございませぬ。黒石地区が完成しますと、古川地区はますます交通量が増えるのではないかと。早期に 2 車線化にするため、佐々町が協力し、県と調整しながら進めないといけぬと思ひます。要するに、町長が住民の方を説得してくださいということでございます。

以上、3 点について、お願ひをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

一つは東町の拡幅の件でございます。下のほうの 2 軒の方は、地元の方にお話聞いたところによると了承がとれたということでございますけど、もう一つ、町が持っているところがあるわけですね。浜野議員も御存じのように、高齢者の方がいらっしゃるわけでございまして、なかなかそういうことの話合いがうまく行かないというところがあるわけでございまして、町としては、そういうことができれば順々にやっていって、最後まで拡幅をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それからもう一つは新町でございますけど、電柱移転については課長のほうから答えると思

いますけど、これは全体的に、あそこを用地買収して家を移転して拡幅すれば一番いいんですけど、これがなかなか用地買収から、今の商店とかもありますし、店もありますし、なかなか厳しいとっております。

そういうことで、町としては最低限の側溝とか整備はやりますけど、今の時点ではなかなか資金的にも、また計画的にも、そういう移転というのが難しいのではないかとっておりますので、何か補助事業等があれば、単独というのはなかなか今難しいので、町としては今検討している段階ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、古川地区の拡幅でございますけど、私どもも県のほうに、浜野議員も御存じのように、知事のほうに、県道の拡幅について要望を出したわけでございます。我々も一緒に、皆さんと一緒になって協力してやっていきたいと思っておりますし、私どもも県のほうにもお願いして、町のほうにも、町も話、入っていると思っておりますけど、やはり拡幅工事をぜひさせていただきたいということをお願いしているわけございまして、この凍結したといっても継続はしていくわけでございますので、すぐにこれができるというのはなかなか厳しいということで、やはり町としてどういう案がいいのか、県もどういう案が一番住民の方にリスクを負わないような方法があるのかというのはよく考えて、やはりそういう、我々も入っていきますし、県のほうにもお願いして一緒にやって、やはり拡幅については、我々も協力しなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

町道牧崎線の電柱移転の件でございますけど、現地の確認をさせていただきまして、可能であれば早期に対応させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

東町線の拡幅工事については実施していくということで回答がございましたので、余り時間をかけずに早めに完成をお願いしたいなというふうに思います。

それから、町長のほうから回答はなかったんですが、建設課長から電柱移転のこと、これはとりあえず、もう電柱移転については、そう経費はかからないわけですので、どこに移すかというところの検討をされて、前向きに早めに進めていただければというふうに思います。

あとは、古川地区においては、やはり町のほうが住民の方とお話をしながら解決策を探っていただくように、今後とも努力していただきたいというふうに思います。

それでは、すいません。結びに、いろいろと申し上げましたけども、町民の願いを聞き入れてくださり、「古庄町長の功績」というふうになればと思っております。よろしくお願い致します。

3 問目に移ります。行財政改革への取り組みについてお尋ねをいたします。

町長は、将来を見据えて行財政改革をしなければならぬと取り組んでこられたと思います。そこで、町長の給与の改定はいつ、幾らから現在の月額75万円にされたのでしょうか。また、管理職手当について、平成30年度当初予算で増額計上されましたが、予算説明のとおり実行されたのかお尋ねをします。

それから、今後10年間の施設等の維持管理経費として、改修工事費が200億円以上が必要で、

そのうち一般財源は約46億円から64億円が必要との試算であります。公共施設整備基金等が約30億円しかございませんので、そこで町長は、先の3月定例議会の後半は入院中でしたので、お考えを聞くことができませんでした。今後、どのように取り組んでいこうとお考えなのか、お尋ねをいたします。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町長の報酬の改定はいつ、幾ら、現在の75万になったのかということでお話がありました。まず、それについてお答えさせていただきたいと思っております。

特別職の報酬というのが、これは私が決めるわけじゃないわけですが、平成27年の2月3日付で、佐々町の特別職報酬等審議会で諮問が行われておるということでございます。佐々町議会議員の報酬の額、それから町長及び副町長並びに教育長の給料額について、審議会で特別職の報酬等の審議に当たりまして、特別職としての職責に見合った額について、慎重に審議が行われているとお聞きをしております。

また、佐々町の財政状況とか人口の推移等を踏まえながら、県下における類似団体の現状も精査されまして、佐々町の特別職の報酬等の水準につきまして、慎重な検討が行われていると。その結果、佐々町における町政の将来の動向を踏まえた報酬額を支給することが妥当であると判断がなされております。この報酬につきまして、平成17年に2回、首長の判断によりまして減額改定がされております。まず、経過について検討をされまして、佐々町では、平成15年の4月1日の改定を最後に、特別職の報酬等の審議会が開かれていない状況でありました。

経緯や、それから社会動向を鑑みながら、現状の報酬等の妥当性を審議するということが必要になりまして、12年ぶりに報酬等審議会等が開催、諮問が行われまして、その中で、バブル崩壊後の好不況、それから人口減少、財政問題、その間の社会経済情勢の変化と、大きいことが問題視されまして、現状の整合性と、それから社会通念上の妥当性の報酬額の決定がなされていると、下されたということをお聞きしてございまして、報酬額の決定については、特別職の報酬等の審議会では、佐々町の財政とか、財政の健全、人口の推移に関しても微増の傾向があると、出生率が県下でも高い数字にあることなど、いろんな理由がなされてございまして、審議対象者への町政への運営の貢献とか、そういうこともあるということで、将来の町政を担う人材が活躍するような柱になるんじゃないかと、行動をもって判断されたということをお聞きをしております。

それから、やはり、そして年齢とか職業に捉われず、幅広く首長を志す方が挑戦できるような報酬水準が妥当な額に設定するということが、佐々町の将来像にとって有益であると判断をなされているということをお聞きしてございまして、そして、改定の時期というのが平成27年の10月1日に改定をされております。

町長、副町長、教育長の給料の額でございまして、町長は62万円から75万円になっております。平成17年の8月1日からすると13万円の増でございまして、62万円から75万円になっているということでございます。平成15年の4月1日、もう報酬は、その当時は町長が77万4,000円でございます、その当時から比べればマイナス2万4,000円の減ということでございまして、参考までに言えば、副町長が49万から60万5,000円、教育長が47万から57万5,000円、そのときに改定を行ってございまして、この報酬改定につきましては、平成27年9月の佐々町の全員協議会の中で、議会の全員協議会の中で報酬審議会の答申を尊重するということが、今までの慣例ということでございまして、当時、協議がなされているということでございまして、それから、佐々町議会の9月の定例会に提案しまして可決していただいているという現状でござ

いますので、よろしく申し上げます。

それから、管理職員手当につきまして、予算説明のとおりに行われたのかということで質問がっております。

管理職手当につきましては、平成18年の給与改定、給料表の切りかえ、大幅な減額に続きまして、平成19年度の管理職手当の定額化が実施された際には、国が手当額の算出の基礎となる率を引き上げた上で、定額化を実施しておりますが、佐々町は同率のままで定額しました関係で、低くなっておったと思っております。

これに伴いまして、佐々町独自の額を設定する根拠がありませんでしたので、佐々町職員の給与の支給に関する規則にあります管理職手当の支給を受ける職が決まっております。1種は理事、診療所長、2種は会計管理者、課長ですね、それに室長も、議会事務局長、教育次長、農業委員会の事務局長については、国の額の一部をそのまま適用しまして、国の額が改正されれば、佐々町の額も改定するということとしております。3種は、健康相談センター事務長、それから診療所事務長、参事、それに4種が保育所長が対象になっておりますが、3種、4種については、国が定める額がないため、長崎県の近隣市町村に、県内の市町村における相当職の額を考慮しながら、佐々町の2種6級の額に3種70%、4種60%を乗じて得た額を、佐々町の2種6級の額と、額が改正されますと、3種、4種の額を組み合わせで改定するということとしておりまして、3月議会の中で予算を提案いたしまして可決をいただきましたので、平成30年度からは、それを執行させていただいておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

行政改革の取り組みということで御質問があったと思っております。今後10年間の取り組みでございまして、御質問のように、昭和40年代に整備しましたさまざまな公共施設の老朽化対策ということで、大きな財政負担が必要となるわけでございます。そうした審議を踏まえまして基金を積み立ててまいったわけでございます。しかし、当面、その基金を充てながら整備を進めることができますが、学校施設をはじめ、し尿処理施設やごみ処理施設の対応、耐震性のない庁舎の対応など、主なものだけでも大きな負担になるわけでございます。

先日お示しました10か年計画の事業の計画の中では、今後、それぞれの担当において熟度を高める必要があるかと思っておりますが、その作業と並行して、民間資金を活用したPFIによる施設の整備なども考慮する必要があると思っておりますし、さらにはその後、この運営につきまして、指定管理者による運営なども考える必要があるのではないかと認識しているわけでございます。

そうした意味において、今後ともさらに熟度を高めていく必要があると考えておりまして、また一方では、一般財源の確保に向けた努力も必要でありまして、現行行っておりますが、一部の国債や地方債での適用とか、それから運用とか、まだまだ少ないふるさと納税とか、いろんなことを拡充しながら、経常収支を入れるような、入るような仕組みを考えたいと思っておりますし、やはり経常経費への縮減を取り組みながら予算の伸びを抑えていくという工夫を職員一丸となって取り組んでいく必要があるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

2番。

2番（浜野 亘 君）

詳しく説明をいただきましたけども、私の質問はそこまで求めていなかったんですけども、経過をずっとおっしゃってございましたけども。

そこで、松浦市や、すいません、町長の答弁に対する意見としまして、そのときに報酬審議会では、議員さんの報酬も一緒にされたんでしょうけど、これは余り言えないなと思って黙っ

ておりましたけども、余り議員さんは仕事してないので給料はそのままというようなことだったんでしょね。

そこで、松浦市や平戸市の市長の給料について、月額は何らなのか御存じだと思いますので、お聞きしたいと思います。

また、通常、給料を比較するときには、佐々町の給料を比較するときには、今まで東彼 3 町と比較しておりながら、管理職手当の改定にあっては、人口が多い長崎市、佐世保市、長与町と比較したり、給与の本俸にパーセンテージを掛けることは国からの指導により好ましくないような説明でありましたが、現状を調査して、総務課から調査していただきましたら、定額制は 8 町のうち 3 町のみだったわけです。金額も、人口が多い市や町と比較したり、都合が悪いことを捨て、手当を上げるために都合のよいことだけの資料の提出により、議員に説明をされております。

そこで町長にお尋ねします。比較の対象となった長与町の人口は何人が御存じですか。そして職員数は何人ですか。また、松浦市長、平戸市長の給料の月額をお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長、それでよかですか。

2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

そしたら、私が調べてまいりましたので。松浦市さんが広範囲に 7 町なんですけど、合併して。80 万円。人口は 2 万 3,000、平戸市は 80 万 9,000 円、人口は 3 万 2,000、長与町の人口にあっては、長与と比較されておりますので、長与町の人口は 4 万 2,000 人、約ですね。全て約で申し上げておりますが。職員数は、何と 183 人。時津町の人口が約 3 万人ということでございます。こういうところと比較されたわけですよ。なぜこのようなことを言っているかと申しますと、先ほど町長が、収入ですね、皆さんからの収入を増額していくような施策で言われましたけども、今後、予算編成で財政的に厳しくなり、施設の使用料や各種証明の手数料などの値上げをお願いするような状況に、つまり前倒して町民皆様に負担を強いることのないために申し上げているわけです。

今回改定の管理職手当は、前年度と比較して 73% 増です。年額にして 440 万円も引き上げているわけです。管理職の本俸にパーセンテージで上乘せするのであれば、3% 程度の上昇でしょうし、定期昇給や管理職の増加を見込んで 10% 程度かなというふうに思います。それが 70% 越えですよ。その試算をされたのであれば、教えていただきたいと。通常管理職手当を 3% 程度上げたときの額が幾らになったのかというようなことを調べておられれば教えていただきたいと。管理職の人数が増えたとのことですが、これは副町長の回答です、責任も分担され、ここ数年一般職員もふえておりますので、事務量も分担されたことにはなりませんという私の理論です。

町長が 10 分ほど使われたので、私がもう一方的に進めるしかなくなりましたが、今年の 3 月にいただいた資料で、公共施設等総合管理計画の 10 年事業計画を見ましても、この町道東町線の道路改良費が上がっていないような、上がっていませんでした。それから、町道の拡幅事業計画は、結果的にしないというふうに感じたわけです。

また、5 月 23 日の総務厚生委員会の資料を見ますと、道路改良費が各年度 3,800 万円しか上がっておりません。それから、町営住宅の建て替え事業の経費、牧崎団地はありますが、函池団地などの記入がなかったり、それから小中学校施設整備構想に記されております口石小学校の増築工事費の経費がなかったりしています。ということで、事業費は増加の可能性があるわけですよ、今後。200 億以上って言っているところがまだ増えていくわけです。公共施設等

の整備を進める上で、起債もふえていきます。そのことにより地方交付税が増えますけども。

町長にお尋ねします。普通なら借金は減らそうという努力をするんじゃないでしょうか。仕方ないというふうに思っているんじゃないことなんでしょうか、お伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

借金というところちょっとわからないんですけど、公債費は私どもは順調に減っているんじゃないかと思っていますし、これが今皆さん方がおっしゃっているような、浜野議員がおっしゃっている意味がわからないんですけど、我々としましてはやはり、先ほど申されましたように200億円からという、これはあくまで概算で今出しているわけでございますけど、その中で取捨選択しながら、やはり住民の方に迷惑かからないような仕組みというのを考えて、財政は運営していかなきゃならないと思っていますし、私は職員が管理職手当上がったと、私も元に戻ったわけでございますけど、やはりこれは将来的な、先ほど申しましたような新しい人がいく場合もですね、報酬等はやはりきちんとしとかなきゃならないということを考えておりますし、やはり管理職手当もそれも上がったわけでございますので、管理職の方にも十分しっかり頑張っていていただいて、やはり佐々町の財政が今いいわけでございますので、そういう仕組みを考えながら、今後の計画についても一生懸命やっていかなきゃならないと思っていますし、これは議会の協力も得ながら我々もそういういろんな仕組みを考えながら、財政的にどうなるかというのは今後我々も一生懸命やっていくわけでございますけど、そういう報酬に見合った額というのは、やはり働いて我々も町民の方に恩返しをしなけりゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

それでは、管理職の方に頑張っていていただくということ、町長自らも頑張るということ、報酬に見合った仕事をしていただくというようなことで今決意をいただきましたので……。

すみません、質問がありました、もう一つ。きのう 8 番議員の質問で、総務理事の回答ですけども、「理事会は近年開催しておりません。また、課長会は昨年 7 回でございまして、ことしが 1 回」ということのお答えがありましたけども、その開催の勤務時間は勤務時間内なのか、時間外なのか、もう端的に答えをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務理事。

総務理事（迎 雄一郎 君）

課長会につきましては勤務時間内に基本的には開催しております。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

ありがとうございました。

それでは、1つの例として、役場庁舎の耐震化、建て替え問題についてです。

この件は、以前数人の議員から検討するように一般質問であったわけです。私は平成29年の、昨年の7月定例議会で、議会と一緒に検討したらと提案しましたが、町長は、そのときの回答が、「今年度中に、29年度中に職員レベルで内部研修して、平成30年度からは広く住民の方から意見を聞きながら、また議会の意見も伺いながら」と回答されているんです。ことしは職員で役場の建て替えで視察研修する段階ですか。何の視察なんでしょうね。

そこで町長に、行政改革の提案でございます。役場が開いている時間帯では、窓口を持っている課は、会議に全員そろわうことが難しいと思うんです。それで、時間外に1時間程度、少なくとも月に1回は課長会を実施すると。そのことによって、課の連携がとれるのではないかと、職員に課長会の報告を回されれば、徹底できるのではないかと。それぐらいは町長はできられると思いますので、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

そして、佐々町組織規則に、きのうもありましたけども、理事の分掌事務が明確でないので、課長会は総務理事と事業理事が主宰することで、ぜひ検討していただきたいと。町長のリーダーシップを発揮していただきたいなということで、あとは町長の御意見をよろしくお願いたします。やる気度をお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

課長会については、内部で検討させていただきたいと、時間外にやるのか、時間内でやるのか。ただ、課長はお客さんがいない場合は、時間内でもできると思っていますし、その中でどうするのかというのは、内部で検討させていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

それから事業理事、それから総務理事の件でございますけど、それが課長会を主宰するというのは両理事がするのかというのは、これは副町長がおるし、それから私もおりますので、主宰するのは私が主宰するわけでございますので、それについてはなかなか難しいのではないかと。私が集めて皆さんにお願いするということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

2番。

2 番 (浜野 亘 君)

いや、町長の仕事が大変だから、私は、まずは理事が音頭をとってやって、その理事で今度理事会というのがあるじゃないですか、きのうもありましたけど、理事会全然開催してないと、意味がないじゃないですか。だから理事会をしたときには町長がしっかり徹底するように理事に言えばいいんじゃないです、副町長と町長が。そしたら2人の理事さんが課長会で徹底できるわけです。そうじゃないんですか。せつかくあるのを、それで時間外、この県下一に近いような管理職手当を出すということですから、やはりそれって事務分掌の1級とか、部長とかひいてあるんですよ、先ほど言いましたでしょう。うちの倍職員がいるわけですよ。そこと同じような肩並べに、佐々町が何か今のところナンバーワンって言ったら介護予防事業かな。ほかにもあろうかと思いますが、やはりナンバーワンになったらそれぐらい手当を引き上げて、もう、よう頑張っているんだから上げてやらんととか、そういう雰囲気じゃないんですか。

何か今からの見込みで上げてあげるといいのかもしれませんが、それに見合うように指導力を発揮していただかないと、今までどおり月 1 回も課長会を開催しないと、こういうことでは佐々町の発展はあまり見込めないんじゃないかと思ひ、すみません、ちょっと熱くなつてしまいましたけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
よく浜野議員の言われることはわかっているわけです。私も課長たちは、管理職もちろん上げましたけど、それだけ私は一生懸命やっているとと思ひます。今後もそういうことで頑張つていただきたいということで、管理職手当も上げたわけでございますので、それは私の意に沿うて頑張ってくれるのではないかとと思ひますので、それは期待しているわけでございます。それとともに私も一生懸命になつて頑張りたいと思ひますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（中村 義治 君）
すみません、先ほど議員さんの、私の聞き間違いかもしれませんが、議員さんの報酬はそのままというふうなことで言われたんじゃないかと思ひますが、議員さんの報酬もそのときに一緒に審議がされておまして、議長さん、副議長さん、議員さんについては改正はありませんでしたが、常任委員長さんがその当時 23 万 1,000 円だったものが、今 23 万 5,000 円ということで、一応、よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、2 番、浜野 亘議員の一般質問を終わります。
11 時 5 分まで暫時休憩といたします。

（10 時 57 分 休憩）

（11 時 06 分 再開）

— 日程第 2 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、3 番、永田勝美議員の発言を許可します。

3 番（永田 勝美 君）

3 番、永田勝美です。日本共産党を代表して質問をさせていただきます。
最初に、子育て応援・教育環境整備について質問いたします。
教育環境の整備について、今年度予算では佐々小学校のトイレ間仕切りの改修が予算化され、次年度に向けては学校トイレの洋式化の取り組みを始めることが計画されています。遅きに失

するという御意見もありますが、全体としては前向きの改善として評価したいというふうに思っています。

しかし、この1年間、私が毎回質問してきました普通教室へのエアコン設置については、計画が全く示されておりません。改めて町の姿勢について質問したいと思います。

まず、ことし3月30日付で、文部科学省から学校の環境衛生基準の改正が発表されました。この基準の中で教室の温度については、従来、最低気温が10度、最高気温が30度という基準であったものが、最低が17度、最高が28度というふうに改正されました。

昨年7月の調査で、議会の答弁の中で、佐々小学校では32度、佐々中学校では33度という測定結果が報告されました。当日の調査で、最低気温でもいずれも28度という結果であり、早急の改善が求められると考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、熱中症が大変大きな問題となっております。温暖化に加えてPM2.5など有害物質の影響もあり、教室内の環境は悪化しています。昨年7月一月間で、県内で救急搬送された熱中症患者は400人、昨年度は、過去10年間で最も多い搬送数というふうになっております。死亡された方も出ております。

本町が含まれる佐世保市消防局管内では、一月間で101人が搬送されたと、7歳から18歳までの子どもたちがそのうち11人含まれています。最も多いのは高齢者ですが、学齢期の子どもたちが1割を占めていることは重大です。こうした現状、教育環境の改善について、教育委員会はどのようにお考えなのかということについて、最初にお答えいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

子育て支援と教育環境の整備ということで、小中学校の普通教室へのエアコンの設置についてということで永田議員から御質問があつております。

ことしの3月の勉強会の折にも示した平成30年度から平成40年度までの公共施設等の整備総合計画に係る10か年事業計画においては、町としましては学校給食施設等を含めた学校施設の整備計画を含めておりましたが、その中でも学校給食施設の建て替えとか、それから、佐々小、口石小学校の体育館の整備、建て替え、また、佐々中学校で一番古い校舎の建て替えとか、優先して先に今進めていかなければならないと今のところ考えているわけでございます。

御質問の普通教室におけるエアコンの設置についてでございますけど、基本的には学校施設の建て替えとか改修の際に順次進めていかなければならないところでございますけど、平成30年の4月2日に、先ほど永田議員からも御指摘がありましたように、文科省から学校の環境衛生基準の一部改正というのが行われておまして、通知では、学校の教室の温度の基準が10度以上30度以下であることが望ましいから、17度以上28度以下に改定をされておまして、今後、教室の望ましい教育環境改善に努めていく必要があるのではないかと我々も認識をしているところでございます。

今回、国の環境基準の見直しが行われたこととか、それから、新たな学習指導要領の改訂、働き方改革など、教育行政の変化に迅速に対応していく必要があると我々も認識しておるわけでございます。

これまでも答弁いたしましたように、エアコンというのは設置の必要性は十分私も認識しておりますので、今後ともそれに向けて検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

熱中症対策ということで議員のほうから御質問いただきましたが、本町では、熱中症対策として平成24年度から25年度にかけて、扇風機を各教室に2台ずつ設置したところでございます。

さらに、最近の状況を鑑みて、その対策の充実のために、熱中症計と、インフルエンザの警報を兼ね備えた計器を設置を検討しようかなというふうに思っております。

要は、熱中症が、温度だけではなくって、湿度との関連でありますので、本町の小中学校の問題として、インフルエンザ等も非常に気になるところで、2つを兼ね備えた機器の設置を考えたいなというふうに思っております。

具体的には、その計器を使いながら、授業中の水分補給であるとか、換気であるとか、一つの客観的な指標を得ながら対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

学校では、子供たちが安心して楽しく学習ができる環境っていうのが求められると、少なくとも安全が確保されない事態というのは早急な改善が必要だというふうに考えます。

熱中症計の話も出ました。実際に25度を超えると湿度によっては熱中症が大きく発生するというふうに言われておりますし、暑さだけでなく、例えば、冬場15度を下回ると手がかじかむというような状況もあるというふうに言われています。

ですから、17度から28度というのは、日本建築学会の基準に沿って、ことし改められたんですけども、数年来、10年来言われていた基準なので、これはぜひ早めに達成できるようにすべきだというふうに思います。

県内各市町との比較状況を見ても、例えば、島原市、南島原市に続いて、大村市でも全教室へのエアコン設置が決まりました。長崎市でも、先般報道されておりましたが、全教室に熱中症計を設置してエアコン設置に向けた検討を始めるという報道もされています。そういう意味で、佐々町よりも大きな自治体でも次々に改善が進んでいる状況であります。

もともと長崎県はエアコン設置率が全国で下から8番目、九州で最も低いという状況であります。そういう中で、そういう県下の各市町も動き出しているという実情も見えていて、こうした状況の中で佐々町が何の計画もされないというのは、町長が掲げておられる「暮らしいちばん！住むならさざ」という公約にも反するのではないかとというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これ、今お話がありまして、私たちが新聞等とかいろんな報道で、長崎市とかの対応とかもお話を聞いておりますし、先ほど教育長が申しましたように、熱中症とか、対策というのは、今回は一応とりあえず、まず初めに熱中症計の設置を進めていただいて、1億1,000万ぐらい大体、事業費が全体でかかるということで、エアコンを設置した場合ですね。そういうことを

考えて、町としてすぐできるのかというのはなかなか厳しいと、年次ごとにやればいいのかもわかりませんが。

そういうことで、我々としても前向きに検討をしながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)
3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

事業費については 1 億 1,000 万弱という数字を試算でいただいておりますけれども、うち 3 分の 1 は国の補助があると、さらに起債も認められているという状況で、一般財源から町として持ち出さなければならぬのは 5,200 万円、5,300 万円という試算も前に紹介をしておいたというふうに思います。

この間ずっと議論をしてきて、検討をするという答弁をずっと繰り返していただいたんですけども、結果どういう検討が進んでいるのかと、年次で進める、あるいは何年後にやるというようなことも何も示されないというのは、本当に異状ではないかというふうに思います。

子どもたちの健康のこと、勉学、学習環境整備のこと、子どもたちは待てないというのが実情ではないかな。私たちの子どもたちの時代とは全く違う。今ほとんどの家庭にエアコンがあって、そういう家庭の中で育ってきた子どもたちが、この健康を害するような環境で学校生活を送っているというこの実態、こんな現状を一日も早く改善していきたいというふうに思います。

今から準備をしても、来年度設置に間に合うかどうかという状況であります。

私は昨年、町議会議員選挙の際にこのことも公約に掲げまして、中学校の 1 年生の生徒さんと話をしまして、「あなたたちが卒業するまでにエアコンを設置できるように要望をしていきたい」、こういう生徒さんたちにねどう説明していくのかと、お金がないわけではない、まさに町政のスタンスが問われていると考えますが、いかがでしょうか。

10 年計画の中で、小学校の建て替え、大変重要な課題だというふうに思います。しかし、エアコンの耐用年数というのは 7 年、8 年、10 年ぐらいです。そういう中で、今からその期間ずっと待てということかというのは、余りにも町政のやる気が問われるのではないかというふうに思います、いかがでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)
町長。

町 長 (古庄 剛 君)

先ほど永田議員がおっしゃるように、我々もそういうことでエアコンをつけることもやぶさかではないわけでございますけども、まだその前にトイレの改修とか、そういうことをやっていかなければならぬということで、予算を考えながら進んでいかなきゃならないと、それから、先ほど申しましたように、その中でも学校の給食施設の建て替えとか、体育館とか、いろいろなまだあるわけです、学校の整備が。

そういうことを考えて、全体的な財政を考えてやっていかなきゃならないということで、我々も子どもさんたちに大変御迷惑をかけるとは思いますけど、今回は、先ほど教育長が申しましたように、熱中症計等を設置して、皆さん方の健康を十分注意しながらやっていくということで、エアコンについてはもう少し検討をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

いろいろある課題のある一つではないというふうに思います。やはり、子どもの健康・安全第一ということであろうというふうに思います。

先日の地震の中でも、ブロック塀が倒れて痛ましい事故が起きるというようなことがありました。行政が問題点を感じたら即対応をするという姿勢が求められているんじゃないだろうか、仮に熱中症で事故でも起きれば、本当にまさに責任が問われるという事態であろうと思います。早急な具体化を改めて要望をして、次のテーマに移りたいと思います。

次に、就学援助についてであります。準要保護世帯への基準について御質問をいたします。

ことし10月から、安倍内閣は生活保護基準の引き下げを進めようとしています。政府が進めている生保切り下げの内容は、最大で5%も切り下げるという深刻なものです。母子家庭でも月額で8,000円以上の引き下げとなると言われておりますし、生活保護基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動して、広範な国民に重大な影響を与えます。

就学援助の対象範囲は、本町の場合、当面影響しないと教育委員会ではお考えのようですが、それは間違いないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

当面は影響しないというふうに考えておるところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

事前に聞かせていただきました。平成24年度の生活保護基準をベースにしてしばらく計算を続けるということですが、基本は生保の給付額との差ということが基準になります。そういう意味で、今回、生保の基準が引き下がったということは将来に大きな不安があります。

憲法26条は、等しく教育を受ける権利を定めて、義務教育を無料とするとしています。しかし、現状は大変大きな保護者負担というのが伴っています。そうした中で、就学援助制度は、特に若い世代の保護者にとって欠くことのできない制度となっていると考えます。

そこで、本町の就学援助の実施率は、平成26年度から30年度まで、ことしまでの5年間の平均で11.4%です。少し古い資料ですが、長崎県の平均は、平成26年度で15.5%、全国平均では13.9%、県下の認定率順位で佐々町は15番目という、これは平成28年度の数字ですけれども、15番目という状況です。

就学援助に該当するかどうかの基準というのは、生活保護基準と比較をして、本町の場合は1.0倍の収入の世帯、長崎市では1.2倍以下とされています。実施率の比較でも県内で1.35倍の開きがあります。残念ながら、この基準の差がそのまま認定率の差となっていると考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、県下で1.0倍としているのは、佐々町と対馬市だけです。最も多いのは、1.3倍の

町が10自治体、1.2倍が8自治体、近隣の平戸市・松浦・川棚は1.3倍、佐世保市・東彼杵町・波佐見町は1.2倍です。子育て世帯への応援という意味で、この基準を見直すことが求められているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

子育て支援ということで、本町における就学支援制度につきましては、特別の支援学級在籍者への援助制度であります特別支援教育奨励制度、奨励費の収入額、それから、需要額の調書を準用してから判定を行っておりまして、その生活保護基準額については、平成24年の12月末現在の基準を使用しているわけでございます。

先ほどお話が出た本町が平成24年の12月現在の基準を引き続き採用しておりまして、引き下げに伴う影響がないように対応をした経緯はあるわけでございます。また、議員の御質問のここの10月に予定されております生活保護基準の引き下げが行われたとしても、国は特別支援奨励費の制度について、平成24年12月現在の現行の基準を採用するとの方針が示されているわけでございます。

次に、本町が定めている生活保護基準の1.0倍という先ほどのお話がありまして、判定基準についてでございますけど、確かに県内の市町村では1.2倍ないし1.3倍というのが多く占めておりまして、1.0倍は本町と、先ほどのもう一つの市だけのみでなっておると認識しておるわけでございます。

しかし、本町の判定基準っていうのは、収入でなくて、所得をもとに計算する方法をとっておりまして、収入の基準よりも判定額が広がる形になっておるわけでございます。

国が定める生活保護の等級を自治体ごとに定められていまして、本町は最低基準値となっております。もともと低い水準となっておりますので、一概にほかの自治体との支給基準の比較というのは難しいと考えておるわけでございますけど、年々、就学援助費受給申請者の数も増加してきておるといふ現状を踏まえまして、1.0の基準については見直しを検討する時期にきていると私も考えておりますので、そういう方向性で今後ともやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

佐々町の所得は、県下で決して高くはない状況であります。認定率が11%台というのは改善が必要ではないかというふうに考えております。早急の検討を求めたいというふうに思います。

2つ目のテーマである高過ぎる国保税の問題について質問をいたします。

今年度、資産割廃止が行われました。約49%、半数近いところの国保税が引き下げとなった。とりあえずそのことについては歓迎をしたいというふうに思います。

まず最初に、国保の現状について再度確認をしたいと思っております。

国民健康保険に加入している人の職業についてどのように認識されているか。前回質問ではっきりした認識がお聞きできなかったように思いますので、改めてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

ことしの平成30年度の本算定時の賦課期日のときの方でございますけれども、世帯主の主な所得の区分というところで、これはあくまでも前年の所得でございます。給与所得者が全体の32%、年金所得者が31.8%というのが主な所得の区分となっております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

国保が発足した1961年、昭和36年当時、国保は、農業・漁業と自営業の方の割合が68.9%と約7割だったというふうに言われています。しかし、現状では、今御答弁がありましたように、被用者の割合が最も高くなっている、給与所得者の割合が最も高くなっているわけです。

最新の資料でも世帯主の主な所得を見ると、給与所得者が全体の32%で約3分の1です。比率としてはトップなんですけど、次いで年金受給者、すなわち前期高齢者を中心とした60歳以上75歳未満の方々が31.8%、合わせて63.8%に及びます。自営業の方々と農業者の合計は15.1%という状況です。

ここで言う被用者とは、サラリーマンのことを指しているというふうに考えますが、サラリーマンとはいえ、組合健保や協会けんぽなど、被用者健康保険の加入対象にならない方々、すなわち派遣やパートなど、非正規労働者の方々や、あるいは従業員5人未満の小規模事業者で働いておられる方々が多くを占めている、一部サービス業などもあります、そういう特徴があります。

現在の国保は、無職、そして、非正規雇用の方々が多く加入している保険であるということが言えると思います。

国保の加入者の所得の現状についてですけれども、加入者の所得の状況を見るとどうなっているか。これも調べていただきましたが、佐々町の場合、100万未満の所得階層が61.9%、200万円未満で82.7%、300万円未満が92%、全体の6割が100万未満の所得階層と、本当に経済的に厳しい事情の皆さんが国保に加入されているということは確認できるかというふうに思います。

被用者の間で、国保税と協会けんぽの保険料を比較してみますと、前回質問でも指摘しましたが、大変大きな格差があるという問題です。前回質問で少し数字が一部間違っておりました。所得と年収を少し混同しておりました、正確なところをもう1回出してみました。

年間収入300万の家族4人の世帯、月収に直すと、ボーナスが3カ月あったとすると総額で月収20万の世帯です。月収20万で掛ける15、12カ月プラス3カ月の賞与があったとしても、そういう世帯です。本町の国保税は年間26万3,000円、月額平均で2万1,931円かかります、4人世帯の場合です。協会けんぽでは月額9,800円、ここに2.24倍の格差があります。

国保は10期で納付されますから、1回当たりの納付額は2万6,000円、毎月のように住宅家賃に匹敵するような保険税の負担が求められる。同じ町民で同じ収入の方がこんなに高いという実態、改善していく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長 (古庄 剛 君)

国民健康保険税につきましてですけど、協会けんぽなど被用者の保険と比較すると、年齢構成が高く、また、1人当たりの医療費水準が高いということで、加入者の所得額に対する保険料の負担というのが大変高くなっているということで今おっしゃったわけでございます。

国民健康保険では、前年度の所得をもとに保険料を納めていただくわけでございますけど、被用者の保険では当年度の給与収入をもとに計算されているということでございます。

また、被保険者数の数によっても保険料が異なってくるということになりまして、国民健康保険では、4人の被保険者がおられれば4人分の均等割額を納めていただくということになっておりまして、被用者保険につきましては、被扶養者の人数に関係なく、本人の月額報酬で保険料が設定されるということになっておりまして、以上のようなことから、4人世帯であれば約2倍程度、1人世帯であれば1.4倍程度の開きが出てくるのではないかと考えているわけでございます。

しかしながら、一方では低所得者の国民健康保険税につきましては、保険税の軽減措置もありまして、均等割と平等割の7割とか、7割・5割・2割の減免措置を行っているところであります。

このように国民健康保険税と被用者保険とでは、制度的、構造的の違いがあるということをお認識しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)

3番。

3 番 (永田 勝美 君)

今、町長の答弁にありました均等割の問題について、続けて質問したいと思います。

仕事を持って働いている世帯の多くが子育て世帯でもあるわけですから。ここに均等割がかかります。今おっしゃったように、均等割は本町の場合、1人当たり2万3,000円、後期高齢者医療負担金を合わせると2万8,000円ということです。40歳以上の世帯主の人については、さらに介護保険分の負担金1万円もかかって、3万8,500円というふうになります。

子どもが多い家庭での均等割軽減というのが求められるのではないかと、子どもが多いほど国保税が増えると、本当に問題ではないかと、現代の人頭税と言われるゆえんだろうというふうに思います。

ここで提案ですけれども、均等割は生まれて間もない赤ちゃんも含めて子どもたちにも一律に課税されて、子どもが多い家庭ほど負担が重い、理不尽な制度と言えるのではないかと。今、町長がおっしゃられたように、ほかの被用者保険にはそういうことはありません。

ですから、均等割をなくしていくことが将来に向けて求められると思いますが、当面、少なくとも3人以上の多子家庭、子どもさんが多い家庭については、均等割を減額免除していくことが求められていると考えますが、いかがでしょうか。

既に全国では均等割を廃止している自治体や、均等割、子ども3人以上は軽減免除ということをやっている自治体も多数あります。均等割の見直しを検討すべき課題ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

なお、この問題は全国的な課題でもあり、都道府県単位化というふうになりました。県に対しても統一的に制度見直しを求めることも含めてあわせて提案したいと思います。いかがでしょうか。

国保の現状については、均等割の問題だけでなく、先ほど申し上げた被用者保険の働いているサラリーマンの格差、そういったこと、低所得者に相対的に高い保険税がかかる実情、この

まま放置しておいてよいとは思いません。一般財源の導入も含めて、少しでも引き下げる努力というのが求められるのではないかと。

県下では14の自治体が、1世帯当たり大体1万円に匹敵する一般財源からの繰り入れというのをやっています。そういう意味では、佐々町についてもこの問題、取り組まざるを得ない状況となっておりますけれども、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

国民健康保険の均等割の1人ずつかかるということで、協会けんぽはかからないということで、その分だけ人数を減らして、まとめて1人だけということでお話がありました。

これは法律上なかなか難しいとは思いますが、やはり、今、国民健康保険税の国庫負担割合というのは、議員もおっしゃるとおり削減はされておりますけど、本町の国保税の税率につきましては、先ほど申しましたように、平成20年度から昨年度までを据え置きをしていただいております、本年度からは資産割を廃止したということでございます。

また、国においては、今度、国保の都道府県化ということに伴いまして、平成30年度からは公費によりまして財政支援は拡充されているということございまして、均等割化につきましては、なかなか今のところ厳しいのではないかと考えています。

それから、もう一つは、国保の件についての一般財源投入ということで、今、議員のほうからお話がありました。

これにつきましてもなかなか厳しいと言わざるを得ないと考えておりまして、本年度から都道府県化が始まったというところでありまして、本町では資産割を廃止したところでございますけど、一般財源を投入しないように、国保の財政調整基金などで対応を検討するか、医療費の適正化などを行って、本町は今のところ一般財源を投入するという考えはないと、我々としては考えていませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

均等割廃止の問題は、法律の関係もあるというふうにおっしゃいましたが、全国的には実際に実施している自治体もあります。

県下の自治体でも後期高齢者の県の国保運営協議会に提案をするというふうに言っている自治体もあります。

そういう意味では、均等割の問題というのは、手をつけられない問題ではないということをご改めまして申し上げておきたいし、どう考えても子どもが生まれたら1人当たり2万8,000円負担が増える、これはどう考えてもおかしい。子どもが生まれたらお祝い金をやるというのが普通なのに、それに新たに税金をかけるというのは、中正ではないので、そういった意味では、こういう制度というのはどう考えてもおかしいであろうということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

国保の今後に向けて、町長も今おっしゃいました医療費の削減の問題です。保険給付費の伸びを抑えていくことは重要課題だというふうに思います。私は、その基本は予防健診活動と、生活習慣病の予防、そして、早期受診の推奨ということだと思います。

そういう意味で、佐々町では特定健診の受診率では、関係する皆さんと町民の努力で、県下

でもトップクラスの受診を実現するなどの取り組みが進められています。

私は、こうした取り組みに加えて、先般、同僚議員からABC検診、すなわちピロリ菌除去の取り組みについても質問がありましたように、予防健診活動をさらに充実させていくことは極めて大切だというふうに考えています。

特に昨今、口腔環境の改善が、いわゆる歯、口の中の環境です。生活習慣病の予防や健康寿命を延ばしていく上で極めて有効という研究が相次いで示されています。

口腔環境の改善は全世代にわたって取り組むべき課題と考えます。厚労省も推奨しているテーマですが、本町でもこの分野の取り組みについて、絞ってですけれども、多くの課題があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。関係の課で検討をされておれば、お答えいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

歯科保健に関しまして、本町では本年度から妊婦歯科健康診査と、中学校におけますフッ化物の洗口というのを新たに本年度から実施することとしておりまして、歯科に関する健康づくりも行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

大変重要な取り組みだというふうに考えます。特に歯科、口腔環境の改善については、妊婦のお母さん、お母さんのお腹の中にいるときから対応が必要だというふうに言われておりますし、2歳までの子どもについて、虫歯菌の感染は大体2歳までに起きるというふうに言われておりますので、乳幼児期の、子どもの歯磨き習慣、あるいは口腔環境の改善の問題、非常に重要だと。

さらに、認知症予防や、あるいは寝たきり予防についても、口腔環境の改善というのが大きく影響しているのだということを述べています。

そういう意味で、相対的に健診その他と比較をして、口腔環境の改善については費用対効果といいますか、取り組みとしては、余り大きな費用をかけずに、かなり大きな効果が期待ができるという意味で非常に重要だというふうに考えておりますので、ぜひとも推進をしていただきたいということを述べておきたいと思っております。

3つ目の質問に移ります。

原発問題についてであります。

町長は、この間の質問に対して、原発の危険性は認識していると繰り返し答弁されています。危険な原発をどうして再稼働するのかと言われてるのは経済性だというふうに言われておりますが、これは既に破綻をしていると、福島第一原発の廃炉費用22兆円、当初予測の4倍に達しています。今度に向けてはさらに膨らむと言われております。

また、原発の核のごみの処分は、最終処分場、決まっていないと、そうした中で、今開かれている通常国会に、国会史上初めてとなる「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」、原発ゼロ法案といいますが、が立憲民主党、日本共産党、自由党、社会民主党の4党の共同提案として提出されました。この法案のポイントは、政治の意思として、原発ゼロ

を決断していくものとされています。

法案の趣旨として、福島第一原発事故による安全神話は崩壊し、原発ははかり知れないほど重大な危険を伴うものであるという認識が広がる中で、原発を速やかに停止し、計画的かつ効率的に廃止するとともに、電気の需要利用の削減及び再生エネルギー、再生可能エネルギー、電気供給量の増加により、エネルギーの需要構造を転換し、持続可能な社会を実現する責務があると、大変格調高い提起がされています。

中心点では、可動原発はとめて、再稼働は一切認めないというものであり、一日も早く審議されることを願っているものであります。

この法案が提出されたのは3月ですけれども、これに先立つ1月10日、原発ゼロ自然エネルギー推進連盟、略称原自連といいますが、この提案等が行われております。これと完全に一致する内容だというふうに思います。

原自連は、有名な城南信用金庫の吉原毅氏が会長を務め、小泉純一郎元首相、細川護熙元首相などが顧問を務める民間団体、その基本理念ではこういうふうに言っています。「原発は極めて危険かつ高コスト」、使用済み核燃料の最終処分も全く見通しが無い。発電量は全体のわずか1%、これは2015年のデータです。にすぎず、重要性を失っているとして、全ての原発は即時廃止し、新たな産業と雇用を創出する成長戦略の柱として、安定的な電源となる自然エネルギーへの全面的に転換するというふうに基本理念で述べています。

小泉純一郎顧問元首相は、後援会やインタビューの中でこういうふうに言っています。「人間は考えが変わる。かつて原発を推進したのは過ちだった。過ちは改めなければならない」と強調し、「原発が安全でコストが一番安いという主張は真っ赤なうそだった。原発ゼロはやればできるし、できるだけ早くやったほうが日本のためにいい。経団連は原発を必要だと言うだろうけれども、それに引きずられるのは悲しい」などと明快に語っています。

私は、保守革新の立場、思想信条を超えて、事実を認め、原発から脱却していく合意が求められていると思います。今こそそうした決断というのが求められている時期ではないかと思いますが、こうした一連の動きについて、今、町長はどのようにお考えかということについてお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい御質問でございまして、原発というのは大変恐ろしいというのは私も認識はしているわけでございます。しかしながら、今のエネルギー政策の中で国が進めているということでございます。

私とやかくこういうような意見を言うのは差し控えさせていただきたいと思っておりますし、私も次、再生可能なエネルギーが別にできれば、我々も大変うれしく思いますし、そういう中で、これをどうしてくれとか私どもが言える立場ではないということを永田議員にも御理解いただいて、町としましては、現状のまま認識をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

とやかく言うのは差し控えたいというふうにおっしゃいましたが、とやかく言うべきではな

いかというふうに私は思います。

松浦の市長も平戸の市長も玄海原発再稼働には反対という主張を明快に述べられました。それはなぜかというのは、私は、町民の安全安心に責任を負う自治体の首長としての責任だろうというふうに思います。

そういう意味で、玄海原発の再稼働が12月に行われてすぐに事故があって止まっておりましてのが、また再々稼働が行われたと、こういう状況であります。改めて町民の意見を聞く考えはおありにならないかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
現状、玄海原発の発電ということで稼働がしているということで、その対応についての今お聞きされていると思っております。やはり今現在、これをどうするというのは、私どもは国が国策として、国の方針で今やっているわけでございますので、町長として国とは原発にどうするこうするという意思表示というのは、意見を申し上げるというのは、今のところ考えていないということでございますので、よろしく願い申し上げます。

現状で町民の皆さんに意見を聞くというのはちょっと考えていないということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

大変残念だというふうに思います。

改めて国策を進めてきた小泉元首相が、この政策は間違いだったということを言われています。私も、その日本記者クラブでのインタビューをビデオで見ましたけれども、総理大臣をやめてから時間があつたので、原発の本をたくさん読んだと。そして、実際に原発の視察にも行ったと。そうした中で、やはりこういう結論に至ったというふうに言っておられました。福島原発が起きて、改めてその危険性について国民は認識をし、多くの歴代首相なども含めてこういう認識が広がっているということです。

そういった中で、先般の、この間も行われている地方選挙の中でも重要な争点となるというような実態がありますし、全体として原発の再稼働に反対という世論は、常にこの間ずっと過半数を占めています。

将来はなくしたがいいということは、これは今の政権党も含めて言っているわけですがけれども、将来に負の遺産を残していくという実態から考えて、これをどこに付度をして意見を言えないのかということも含めて、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
大変難しい質問でございまして、やはり付度ということは考えてはいないわけですが、国の政策として、今こういうことをやっているわけです。先ほど永田議員もおっしゃったように、小泉さんはこれは間違った政策だったと言われても、今現在の政権はそういうこと

で推し進めているわけですので、町としてもこれを我々は知らないということも言っていられないし、やはり国としてもやっているということでございます。ただ、福島原発も 2 つとも廃止の意向をやっているということも我々も理解していますし、そういうことで代替のエネルギーというのを今後とも十分考えていってやっていかなければならないのではないかと思っていますし、ただ玄海原発について、我々が意見を挟むということは考えていませんので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

お立場についてはずっとこの間答弁変わっておりませんが、改めて自然再生エネルギーの普及促進に向けての取り組みというのは重要だというふうに考えております。そういう中で、佐々町として新たな自然エネルギー政策普及に向けた取り組みについて、お考えのことがあれば述べていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

今の佐々町でも取り組めるというのは太陽光発電だと思っています。太陽光発電については、神田の工業団地跡に今つくっているわけでございます。そのお金も入っているわけでございますけど、やはり今後国内で始まった固定価格の買い取り制度というのが追い風になるのではないかと考えていますし、やはり家庭とかメガソーラーなどの幅広い用途で導入が進んでいるのではないかと考えていますし、今後は太陽の発電と蓄電池と組み合わせて、蓄電をしながら家庭でも電力の節約になって進んでいくのではないかと考えていますし、そういう施策があれば、町としても今後どうするのかというのは、補助制度とか何かを皆さん方にお知らせしながら、やはり考えていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番議員、ちょっとすみません。間もなく 12 時になりますけれども、一般質問が終わるまで延長させていただきます。

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひ自然再生エネルギーの普及については、太陽光のことが言われましたけれども、ぜひこれについては一般家庭での設置の普及だとか、そういったものへの補助金のことだとか、ぜひ町としても研究いただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

さらに、小水力だとか、あるいはバイオだとか、そうした本町で対応できる可能性のあるさまざまな省エネルギー、あるいは小規模の風力、そういったものなどについても積極的な検討が求められているということも申し上げておきたいと思います。

いずれにしても、原発に依存せず、自然再生エネルギーへの転換を中心に据えてこそ、日本にとっても佐々町にとっても新たな展望が開けるのではないかとことを述べて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3 番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

1 時まで暫時休憩といたします。

（11時58分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第 2 一般質問（永安文男議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、一問一答方式により 1 番、永安文男議員の発言を許可します。

1 番（永安 文男 君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

まず、第 1 問目のし尿等前処理施設の整備についてと題しておりますが、このことは、昨年の 7 月定例会とことしの 3 月定例会で、今後の対応をお尋ねしておったわけですが、方向性が決まり次第地元に入り丁寧な説明をして理解を求める協議を進めていくということで、やっと施設の整備を進める方向性が出されたということで、やっとテーブルに乗ったという感じがいたしております。

なかなか地元に入ってもらえずに相当な時間をかけられて、その方向性を出すまでに大変御苦労されたのではないかとこのように思います。地元との協議なしに決定はされないというふうに言われておりますとおり、生活環境の整備のためには、必要な事業については、地元の了解を得ることが第一と総務委員会での報告にもありますとおり、誠意を持っての対応が一番ですので、これからが大変ですので、デリケートな問題ですので、慎重の上にも慎重に、地元との協議を進めてほしいというふうに思います。

そこで、私は地元の皆様が一番心配されているであろう事柄について、これから協議検討されることとは思いますけれども、何点かお尋ねして今後の協議を見守りたいというふうに思いますので、誠意ある御答弁をよろしく願いいたします。

それではまず、①の本年 3 月議会で答弁された方向性を決めるということで地元に入り、丁寧な説明をして理解を求める協議を進めるというふうにありましたが、現在までの流れの中で、自町処理、佐世保市との共同処理、民間委託継続という方向性を検討され、町としてどのような方式でやるのか検討を重ねられて、し尿等前処理の整備をやらざるを得ないと判断されたということでございますが、これまでの検討協議はどういうものだったのか、またあわせて 4 月からの分ですけれども、5 月 23 日の総務委員会の資料で、4 月からの流れを見させてもらいましたが、現在までの協議の流れを教えてくださいたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

し尿処理施設につきましては、大変御迷惑をおかけしているところでございまして、3 月の議会におきまして、前処理施設の整備にする方向で御説明をしたところでございます。今後は、前処理施設である下水道投入施設の基本計画を策定しながら、地元の方々に丁寧に説明を行いながら、御理解と御協力を得られるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく

お願いいたします。

今地元の方々の御説明を行うに当たりましては、現在下水道処理場の状況やし尿等の収集状況、今後の処理人口、処理量の推計などの把握を行いながら、施設の規模、処理工程などの御説明をする必要があると考えているわけでございます。

本年度に入りましては、下水道処理場の維持管理業者の方や収集業者の方から搬入ルートや収集状況などの聞き取り調査を行っておりますが、今後も引き続き調査を行っていきたいと考えております。

また、実際の前処理施設の整備状況や運営状況を把握するために、職員による他自治体施設の視察や聞き取り調査も行ったところでございます。さらに、平成30年度からは施設整備に関しまして、国の補助制度が新たに拡充されておりますので、その補助制度が活用できないか県とも相談をして今協議を行っているところでございます。

先ほども申しましたとおり、やはり地元の方々の丁寧な御説明を行いながら、御理解、御協力を得られるように今後も努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。

総務委員会のほうで、今町長が答弁なされたほうの部分も委員会のほうで説明をなさったというふうに聞いておりますけれども、一応やはり今町長が言われますように、地元の皆様方に説明をするときにいろんな角度から検討をされた中で丁寧に理解を求めるといっていただけたらというふうに思います。

先ほど町長のほうから、自町処理と佐世保市との共同処理、民間委託継続という方向性を検討された中で、やはり町としてのどのような方式でやるのかということ、前処理施設を整備せざるを得ないというようなことで話が聞き及んでおりますけれども、一応こういうふうなことで施設進んでいくということが示されたわけですので、あとはそれぞれスケジュールに乗って予定どおりに行くのかどうか、このとおり時間がかかるかもしれませんけれども、どのようにスケジュールが対応されるのかということで、次の質問に入るわけですが、

2 番目に今後の予定、スケジュール等はどのようなふうにするかをお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今後の予定スケジュールということでお話がありました。

今後の予定につきましては、下水道の投入施設の基本計画を策定しながら、本町の施設がどれくらいの規模になるのか、それから運転時間がどの程度になるのか、十分検討を行いながら地元の方々に御説明を行ってまいりたいと考えております。

また、本町が想定している施設と、それから同様の施設を地元の方々にも実際に見ていただきたいと思っておりますし、他自治体との前処理施設等の視察も予定にしたいと考えておる次第でございます。

なお、先ほど申しましたとおりに、施設整備に関する補助制度の活用ができるかというのも

引き続きやはり並行して、県と国との協議を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

1 番。

1 番 (永安 文男 君)

今町長のほうから今後の予定スケジュールをお示しいただいたんですけれども、やはり県との補助事業の協議をされているという部分と、それからそれぞれ下水道の処理、維持管理者とか収集業者とのヒアリング、先ほどのほうの答弁であったんですけれども。それから職員での先進地視察もなされたということも聞いておりますけれども、この辺のことで、先に見られて今町長のほうから、今後地元の方と一緒に先進地視察ということで、その辺を計画されるということでございますけれども、職員が見てきた感じというのは、どういうものであったかということをお教えしてもらえればというふうに思います。

それとあと収集業者、それから維持管理者とのヒアリングでいろいろな問題点が、心配事があるのかどうか、その辺については何か気になることがあったりすればお示しいただきたいというふうに思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)

保健環境課長。

保健環境課長 (藤永 大治 君)

実際の本町が想定しております前処理施設というところの実際つくられているところの自治体を訪問させていただいて、この前先月末に視察を行ったところでございますけれども、2か所行ってまいったところでございます。

1か所につきましては、脱臭装置というのをですね、結構大きい脱臭装置をつくられておりました、やはり脱臭装置の効果があるとは思いますが、その機械の部屋に入ったところ、余りにおいがほとんどしない状況でございました。

また、もう一つの先進地のところでございますけれども、そこは、比較的その脱臭装置が小さいということと、あと貯留槽の配置の関係でじゃなかろうかと思っておりますけれども、そこは機械室に入ったところ、ちょっとにおいがするなというところで、そういうのを感じてきたところでございますので、やはり施設整備をする上では、この脱臭装置というのも十分検討していかなければならないと思っております。

それから、今の維持管理者と収集業者にヒアリングを行っているところでございますけれども、やはり、収集業者のほうになりますけれども、1日の収集台数が平均ですね、日最大で7.5台程度ということで、これが2トン車で日に最大7.5台、今稼働をしているという状況でございます。

そこで今この収集の作業時間というのも、今の現在は午前8時から午後4時半までされているところでございますけれども、今回の施設整備をするに当たりましては、この施設への搬入の時間というのも、今後十分検討しなければならないと思っております。

以上でございます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

1 番。

1 番（永安 文男 君）

いろいろもろもろ先に先進地を見てこられた中で、いろいろ気づかれたり、地元に対してこういうことを気いつけていかなきゃいけないというようなことも、施設の研修結果としていろいろまとめておられるというふうに思いますので、その辺を十分気をつけていただいて、地元に入った際の質問等があると思いますので、その辺の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、一番気になるところで、施設の全体事業費というのが掲げておりますけれども、これが以前は 2 億 6,000 万ぐらいでできるというような話をお伺いしとったわけですがけれども、今この以前の 54 年度に計画策定されました前処理施設の事前計画書の中では、5 億 2,740 万というような起債になっておるわけですがけれども。そして今、2 か所行かれたというところでの臼杵市は 5 億 3,000 万、それから津久見市のほうは 4 億 8,000 万というような話をお伺いしました。

これを見るときに、完全に 5 億円以上はかかるんじゃないかなというふうに思うわけですがけれども、この辺、そしてほかにいろいろもろもろの事業等を重ね合わせると結構な金額になるんじゃないかというふうに懸念するわけですがけれども、その辺、2 億 6,000 万からの計画の数字の違いということをどういうふうに理解すればいいか教えていただきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

前処理施設の全体事業はどれくらいかということでございます。

この前処理施設の具体的な事業費を出す、算出する場合ということで、今後、先ほど申しましたように、し尿量の発生量とか、それから水質などを検討した基本的な施設整備計画というのを策定するように必要がありますので、今後予定しております下水道投入の施設の基本計画策定の中で、概算事業費を算出してまいりたいと考えております。

また、その概算事業費ごとに、補助金等や起債を活用した場合の財源内訳についても、計画の中で検討をさせていただきたいと考えておまして、補助金に対しましては、平成 30 年度からの施設整備に国が新たな補助制度が拡充されたというお話も聞いていますので、そういう補助制度を活用できないかと私どもも思っていますし、先ほど申しましたように、県ともよく協議をして進めなきゃならないと考えておまして、その後、補助制度のあった場合を含めて、交付税措置のある起債も活用できればと考えておりますので、全体事業費がどれくらいかというのが今前出した津久見が 4 億 6,000 万か 7,000 万ぐらいかかるとのお話は聞いていますので、これが 28 年度ですか、つくっているのが、それぐらいかかっていると。まあ、どれぐらいかかるのかちょっと今の建設物価等の移動を考えれば、どうなるかがちょっとまだ出せないもんですから、そういうことで施設の計画が策定して、概算事業費を確定させたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

概算事業費はこれからの基本計画を業務の中でいろいろ検討をしていった中で、やはり流入水量とかし尿の量とかいろんな要素が絡んでくるもんですから、そこら辺で検討、研究されるというふうに思ひます。

さつき町長が言われましたように、津久見市が二、三年前で4億8,000万ぐらいかかるとということで、大体この辺ぐらいの金額になりませんかというような話だろうと思いますけれども、やはり佐々町の規模が津久見とどういうふうに違うのかとか、ああいう部分も地元に入ったときの協議やりとりになろうかと思しますので、その辺のことをですね。やはりまだ検討の基本計画が入って見ないとわからないというのがあるものですから、そういうことでいろいろこれから詰めていかれる問題があるかと思しますが、事前に研究できる部分については、そういうふうなことで対応を可能とするようなことを前もってちょっと調べたり、研究、検討していければと思います。

それから、補助事業のことを言われましたけれども、総務委員会の協議結果を見てみますと、この下水道広域化推進事業の採択、新しい、町長が今言われた、拡充された制度ができた、国庫の補助事業ができたという話ですけれども、広域化を対象とするような国庫補助の組み立てのように理解したんですけれども、その辺が佐々町としてできるのかどうかというのがやや疑問な点があるんですけれども、その辺の見通しと言いますか、これは県との協議の中ではっきりしてくると思うんですけれども、その辺の状況、見通しはどんなでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

見通しというのはなかなかちょっと、今度30年度に新たな補助制度として設けられたということでお話を聞いております。広域処理をするということで、あれ、広域じゃないわけですね。うちのほうは流域下水道ということで、先進地的に早く、やはり佐々川の汚水とか環境考えてやったということでございまして、そういうことを考えれば国にもそういう丁寧な説明をして、やはり補助制度に乗るような我々も運動をしていって、やっていかなきゃならないと、やはり2分の1の補助、その残りが起債を適用できるということで、大変有意義な財源であると思しますので、できればそれを求めてやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

1 番。

1 番 (永安 文男 君)

補助に適用になるかならないかっていうのは、当然地元負担と言いますか、町の持ち出しの分に影響するものですから、その辺は十分我々もそういうふうないろんな角度から力添えできるのであれば、一緒に対応していきたいというふうにありますけれども。

2億6,000万という話がずっと何年か前から流れっておったとき、2億6,000万ぐらいなら、このくらいの事業費であればつくりともいたし方ないのかな、という話も地元でいろいろ協議する中でも出てきたんですけれども、これが5億とかいう話になってくれば、またその辺の問題で2分の1の補助があれば、その2億6,000万ぐらいの話というふうになるのかなと思うんですけれども、その辺の経過が、まあ、聞くところによれば、24年度の事前調査をしたときには、一番安いので2億6,000万の提案がされたってということで、ここを前面に出して話がされなかったんじゃないかっていうような話を聞いたものですから、でも平均値はさつき言いましたように5億7,000万ぐらいの平均ということで、きちんと記載されているものですから、その辺のことをいろいろ整理をする必要があると思しますので、それは実際に先に行かれた津久見等が4億8,000万とかいう金額が出ておりますので、その辺のしっかり理解を求めよう

な理論構築をしていただきたいというふうに思います。

そしたら次に行きますけれども、④の質問で現有施設との関係というようなことで書いておりますけれども、これ先ほど施設の管理業者とか収集業者とか、佐々町の現状をいろんな形でヒアリングされたというようなことですけれども、私もいろいろ話を地元でしたりするとき、やはり現在の下水处理場の中に水処理工程に投入するということですので、今やっとなる中の新たな別枠でのし尿等の投入ということになるものですから、このし尿の量とか濃度、これは先ほどの町長が説明の基本計画でいろいろ内容調査してからはっきり、規模とかそういうふうな与える影響なんかも考えなければいけないというふうにおっしゃられたわけですがけれども、希釈し尿の投入量が増えることで現施設に負荷がかかると思うんですけれども、その辺のことを処理能力等についてはどうなのかということちょっとお尋ねしていきたいと思います。

それから、臭気とか騒音の問題、これがあるんですけれども、バキュームカーで外から、先ほど課長の答弁では、1日7台ぐらいの台数でバキュームカーが入るというような話でしたけれども、このバキュームカーの搬入ルート、その辺によっては臭気、補修、バキュームカーの臭気をどういうふうな処理で拡散しないようにするのかとか、それから施設によって脱臭する装置がある部分を、今度やっぱりどうしても水分を取った後にどうしても場外に搬出しなきゃいけないことも出てくると思うんですね。そうしたときに、以前あそこが浄化センターができるときに、そういうふうなものをどう近隣の住民に迷惑をかけないようにするかというのが相当議論の余地があったんですけれども、そのときにはシートをかぶせたりして拡散しないように、出ていくときには二重、三重のチェックをすとか、いろいろそういうふうな問題があって、しかし、現実にも出ていっているんでしょうけれども、地元はあんまりその辺のことは状況把握できないようなことでやっていただいておりますというふうに思うんですけれども、この辺のことも今後の協議の中では出てくると思うんです。

それからあとは、場内の搬送ルートですね。実際にどこから入って、入った後がですね、その施設を予定されておるところに持っていくコース、ルート、それとかあと、場外のルート、その施設まで、例えば浄化センターまで行くルート、そういうふうなことも問題になってくるかと思うんですけれども、やはりそれぞれの近くに通ってほしくないとか、でも考えれば今し尿収集されておる、そして民間のほうに委託で走っておる道路を通行しているわけですがけれども、それで自分の家の前だからだめだどうだっという話は、道路がある以上できないとは思いますが、ただこうした場合にそういうふうな最小の迷惑をかけないようにルートまで考えられるのかどうかという問題が出てくると思うんです。

それから、一人でいろんなこと調べたりしたときに、あそこがちょうど軟弱地盤なんです。あそこを建設した当てもいろいろ問題が出てきとったんですけれども、一番河川、排水路側に予定をされているような話、あそこしかあいていませんので、そうしたときに軟弱地盤で当然水槽が深いと、そうすると地下水が深いものですから、結構な建設に対する工事費というのが出てくると思うんですけど、その辺のことも含めて、やはり建設するときのリスク等が大きくなるんじゃないかというふうに思います。

まあ、いろいろちょっと気になったことを何点か申し上げましたけれども、まだ基本計画は今からするのに、そんな細かいことまでわかるわけないだろうってお叱りを受けるかもわかりませんが、しかし、こういうことが今後の協議の中で考えられますよということを申し上げて、ただこれらのリスクが大丈夫ですよっていう答えが欲しいわけですね。まあ、先のこととはわからんというふうに言われるかもわからんですけれども、当たり前の話ですが、こんな当たり前が当たり前としてできるように心配がないと、よりよい施設がつくるんですよというようなことをしっかり言っていただければ心強いんですけれども、そういうふうないい施設がつけられるというふうに考えていいかと思っておりますけれども、その辺、町長の考えを、どんなでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

いろいろな今お話がございました。

今後の処理量の推計にもよるわけでございますけど、やはり現在の我々の考えとしましては、下水道処理場の処理能力の範囲内で行えるのではないかと考えておりますが、具体的な数値につきましては、今後予定しております、先ほど申しましたような下水道の投入の施設、基本計画を策定しながら、検討して整理をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど地盤のこともありました。建設を予定しておりますのは、下水道処理施設の敷地内ということで、地盤につきましても、やはり施設の構造物に影響がないような形というのをとらなきゃなりませんので、やはり施設整備の検討を行いながら考えていきたいと思っておりますし、それから施設までの搬入ルートのこととも言われました。これについても今後やはり地元の方々に丁寧な説明が必要ではないかと思っておりますので、御理解、御協力が得られるように努めていかなければならないと考えております。

どちらにしましても、施設整備に係る環境影響調査っていうのにつきましても、平成26年度に実施しておるわけでございますけど、その調査内容につきましても、やはり地元の方々に説明をさせていただいていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

1 番。

1 番 (永安 文男 君)

細かいことを言うんで申しわけないんですけども、町長がそういうふうな見解の中で地元と協議を進めていくというようなことでございますので、今後のことを十分スムーズにいくように期待したいと思います。

今、町長のほうから環境影響調査のことがちょろっと言われたんですけども、26年ぐらいに環境衛生調査をやった中で、やはり地元には影響調査の説明会を、町内会長を集めてちょろっとされたんですけども、その中身の表立ったところだけしか説明がなかったもんですから、実際にできたときにどうなるっていうような、推計をした中でこういうふうなことっていうのは、言えなかったからかもわからんですけども、その先のことを地元の人は聞いたかったんですけども、それが、ここで地元の3か所で数値をひらう調査をしましたっていうようなところでの話だったもんですから、そういうところで、次に今度地元に入って話をしたりするときには、先ほど環境影響調査っていう中で、もっと手前にもっとお持ちの推計の数値等があると思うんです。その辺まで含めてしっかり説明をいただきたいというふうに思います。

そういうことで、心配がないよりよい施設がつけられるということで、課長からの話がありましたので、期待をいたしたいと思いますけれども。

次の⑤番目の質問の中で、環境保全協定及びそれに基づく環境測定報告会ということで書いていますけれども、これについて一つ一つ環境保全協定の条文を上げて、いろいろこれはどう考えるか、これはどう考えるかっていうようなやりとりはちょっと時間もありませんので、それはもう割愛しますけれども、この中で施設の騒音が、平成24年度から4池めをつくったことによって、やはり協定値を上回っておる数値というのが見受けられるという報告が、地元の説明会であったわけですけどね。この数値の対応といいますか、どういうふうな対策がとられて

いるのか。担当課としては何とか下げよう下げようということで、努力をされているいろんな試みをされたというふうに聞いておりますけれども、今後の対応をどう考えられるのかお尋ねしておきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

環境保全協定ということで、水道課と小浦の 3 町内会で結んでいるわけでございます。平成 9 年度の公共下水道の供用に向けて、環境保全協定を平成 11 年の 3 月に結んでいるわけですが、その後協定に記載されている処理能力の増強時とか、それから双方の協議によりまして見直しが 2 回程度行われて、現在の協定がなっているということをお聞きしております。

協定書の中では、悪臭とか振動、騒音、水質の結果の報告が必要とされていますので、地域の住民の方に対しまして、毎年 11 月に報告会を行っているわけでございます。

その中で、処理量が増設されたということで、平成 24 年以降が敷地の境界線での騒音の協定値の 40 デシベルを超えているということで今、永安議員からお話がありましたように、43 デシベルであったと、結果報告を行うとともに、やはり対策状況とか、結果もあわせて報告を毎年行っているところでございます。

隣接の 3 町内会との協議した決めた値でありますので、やはり基準値を守る必要があると我々も考えていますので、今までと違う対策ってどうするのかってというのは、やはり検討して、やはり検討する時間をもらいたいと考えております。どうすればいいのかってというのがちょっとなかなか難しいわけでございますので、そこら辺をやはり解決するために時間をもう少しいただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

大変だとは思いますが、このやはり工程、当時、浄化センターをつくったときに、かなり厳しい数値で設定されたというのは、もう否定できないんですけども、当時はその時は、その内で三十二、三までで推移してきた、基準値をつくった、4 池をつくったことで跳ね上がったというような話ですんで、ただ、やはりいろんなことからそれぞれ地元の方の御意見等があると思いますので、そういうことも含めて、今後の地元説明の中ではこういうことも出てくるというようなことでちょっと申し上げさせていただいたわけでございます。

あと、環境保全協定の中で 5 年ごとに見直すと書いてあるんですけど、何も問題なければそのまま発生していくというようなことですが、あと、町内会長が今度大幅にかわっておられるわけですが、以前 24 年に替わられたときの 4 池ができる時に見直しで再度協定を取り合わせてあるんですけども、5 年ということでは 30 年でするので、もうそういう年数が経過している、そして町内会長さんも 2 人、3 人ですか、その当時からしたら 3 人替わられているというようなことで、そこら辺のことも含めて、その協定関係はどういうふうにされるのか、これは今度施設をつくるってことに全く関係ないことなのかどうかわかりませんが、しかし、やはり浄化センター内に設定するということができれば、その辺も含めてやっぱり一つの協議の素材になってくるんじゃないかというふうに思いますので、その辺も申し上げておきたいと思います。

それから 6 番目に、施設付近の環境整備についての考え方というふうにご覧いただけます。

ども、当然あの辺の状況っていうのは、担当課長、それから地元でいらっしゃる事業理事、それから町長もあそこあたりに運動施設、グラウンドとかに來られた折には御承知のこととは思いますが、やはりこの施設を含んだ環境が悪いというような状況の中で、周辺にごみの投棄が多いというような状況があるわけです。立木が相当茂って、それから排水路の土砂の堆積も多い状況で、不衛生極まりない状況でございます。

これは直接的じゃないことかもわかりませんが、やはり施設周辺のイメージが悪くて、不法投棄も誘発されるという件になっているのかとも思いますので、やはりこの前から保険環境課等をお願いをして、あそこに産廃があった部分なんかはすぐ担当課から除去していただいたりとかしているんですけども、まだ、瓶とか缶とか中にいっぱい捨ててあるという状況もありますので、その辺でこの環境保全協定にも地域の環境整備促進というところで、生活環境整備に努めるというふうなうたってあるわけです。

この辺のことでやはりこういう状況の中で何か手立てが欲しいというふうな考えておられるんですけども、よい方策がないか教えていただければというふうな思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

議員御指摘のとおり、環境保全協定、隣接の 3 町内会と結んでいる中には、その中の 13 条におっしゃるような生活環境整備に努めるということで記載しております。

下水道施設周辺については、住宅があります東側のほうについては、公園の整備等をされて周辺の下水道処理場周辺についてはきれいになっておりますけども、一方、佐々川のほうにつきましては、河川敷が県の管理となっております。一部建設課の作業班等で歩行者の通行に支障がないように路肩付近までの伐採を作業班で行ったりとかしておりますけども、何せ法面までの距離が長く、全体の伐採まで至っていない状況です。そういった中で、先ほど御指摘があったような、見通しが悪かったりしてのごみの投棄等が発生しているものと思われま。

河川管理者の県への法面の伐採等を依頼するとともに、また先ほど話がありました排水路内に土砂の一部堆積が見られますので、流れを阻害する前に、そういったものの対策も講じていけるようにしたいと考えていますので、お時間を少しいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

はい、わかりました。そういうふうなことも地元協議の中での予想の一つになってきはせんかと危惧しますので、その辺の対応とかも理論的に準備をしておいていただきたいというふうな思います。

それでは、2 項目の次のほうに入りたいというふうな思いますけれども。サンビレッジさざ横の未利用地の今後の活用計画ということで挙げておりますけれども、去年の 7 月議会の折に、サンビレッジさざと周辺町有地で総合運動公園施設を充実されて、交流人口の増加を図るとい町長の公約関係についての総合運動公園化ということについて、私のほうから質問をさせていただいたわけですが、ここで国交省の官民連携支援事業の可能性調査で計画を立てたいというふうなお話でございましたが、この事業は採択されなかったというふうな聞いております。それで、この後の対応と申しますか、その後どうなっているのか、運動公園の全体的な

計画をどのようにしていくというふうを考えられているのかということをお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

サンビレッジ横の未利用地の今後の活用計画ということで、昨年7月に多分御質問を受けたとおっしゃっています。

国交省の先進的な官民連携への支援事業で進めるということで説明しましたが、その後、不採択となったということで、先ほど申されましたように当該事業ではなく、今度地域プラットフォームの形成支援事業ということで、国交省の事業案件としてコンサルタントの派遣による支援を受けながら事業を進めるということで、今年度につきましても、継続事業として国交省の支援を受けるといったことになったところであります。

その現状でございますけど、御存じのとおり、佐々町まち・ひと・しごと総合戦略の策定推進会議の意見を受けまして、総合計画や、まち・ひと・しごとの創生総合戦略佐々版のCCRC、佐々版の生涯活躍のまちを進めていくという計画を立てながらこの展開をして、平成28年度に設置を行った佐々町生涯活躍のまち推進会議において、佐々町のシンボルである佐々川をテーマとして進めていこうという意見をいただきました。

また、平成29年度からは国交省からの支援を受けましたのは、官民連携による仕組みづくりでありまして、佐々川の環境保全活動などの組み立てについて、国交省が委託するコンサルや有識者の派遣をいただきながら、佐々川を核として官民連携の具体的な仕組みづくりなどについて協議する場として、佐々川流域の再生会議を設置しながら、カブトガニを守る会とか、佐々川再生の会など多くの住民の方々と、佐々川の環境保全活動を今後も継続していくための仕組みをつくるについて検討を行っているところでございます。

なお、私が先ほど永安議員がおっしゃいましたように、総合公園化ということで考えているわけでございますけど、今のところなかなかこの公園について具体的な協議っていうのが実際になかなかまだ進んでいないという実情ではありますので、今後、以前は温浴施設等の議論を行った土地もありますので、やはり一体的な組み立てができないかということで、やはりスポーツ場の運動公園的なものをやはりやっていくというのは、今度一緒に環境活動とあわせて進めていかなければならないんではないかと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、町長が説明された官民連携の協議というのは、この全協のときにこういう説明資料をいただいて、生涯活躍のまちの展開イメージとか、そういう今言われた干拓地のサンビレッジの北部のほうの利用形態あたりも含めた中で、こういう事業を展開していくというような話も伺いましたけれども、しかし、これが形が見えないっていうか、説明をされたっていうことで、その後の経過というのがわからないわけです。

それで、ことしの3月25日にこの佐々川フォーラムというのが、交流センターであったんですかね、このときにそういうふうな全体的な話は伺っておるんですけども、ただ、私ども地元に見れば、あの旧干拓地をどうするのかというのが、こうなかなか具体的なものが見えてこないわけですね。やはり、東京の学者さんがいろんなことを言われてもピンとこないところ

がちよつとあるものですから、やはりそこはそういうふうな形で、町長が政策として、こういうふうにすると公約に掲げられたところで、ひとつ形になるものをやはり進めていただければというふうに思います。なかなか難しいとは思いますが、全体的なことに関しては。

ただ、この 2 番目に、②に入っていくわけですが、平成 2 年度に 60 人の地主さんから、やはり一生懸命頼み込んで土地を譲ってもらったわけです。そしてやはり町長はいつも用地買収の経過から公園的なものを、皆様と一緒に話し合いをして、検討してつくり上げていきたいというふうにいつも言われるわけですが、やはりこの土地を買収して、平成 2 年だったんですよね。そして、それから 28 年経っているわけです。もう如実に経過が長いわけですよ。

それで、いつまでもあのような状態では、私もやっぱりあの土地がかわいそうで、土地がかわいそうって言うのもちょっと語弊があるかわからんですけど、旧地主さんに申しわけないんですよね。やはり運動施設として買収させてくださいと言うて頭を下げてずっと回って、いつまでもできてないじゃないか、時の経過で、今事業理事が御承知と思うんですけども、土捨て場になったりとか、夜中にごみ捨てになったりとか、いろいろ問題が経過した中で、やっときちんとあそこを整地していただいて、今の状態にあるわけですが、やはりほかの町有地、未利用地とあわせてもったいない気もするわけです。佐々町のやっぱり貴重な佐々川の河口の宝というふうに私どもは思っておりますので、こういうふうなことで運動公園の充実をされるというふうに考えがあれば、早く全体構想を具体化していただきたいというふうに思うわけでございます。

やはり再度、今①の問いとあわせて、今後町長としてはどうするっていうようなことがもしおっしゃることができれば、再度お願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

具体的な計画をどう進めていくのかというお話でございます。私どもはあそこのサンビレッジの横といいますか、あそこら辺は公園化もいたしましたし、グラウンドもできたし、テニスコートももちろんできたわけでございます。そういう公園化というのを進めていっているわけでございますので、やはりそういう方向性でやっていかなきゃならないと思っていますし、今、永安議員が用地買収の経過で、やはり公園化にするちゅうことで、佐々町はそういうことで買ったんだと、私もそれはお聞きはしております。私も担当じゃなかったものですから、ちょっとわからないんですけど、そのそういうお話はお聞きしておりますので、やはりそういう旧地主の方の意を外さないような仕組みというのをやっていかなきゃならないと思っていますので、先ほどもお話しましたように、今の国交省の支援を受けてまして、官民連携の仕組みづくりというのを佐々川の環境もやっていますので、そういうことと組み合わせながら、総合公園といいますか、具体的なサンビレッジ周辺の整備構想というのを考えていかなきゃならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

やはり佐々川の流域の環境保全ということで、今おっしゃられましたように、いろんな公園も形態がもくろみできると思うんです。運動する施設だけじゃなくても、そういうふうなことで、いろんな角度から公園体制ができるというふうに思いますので、その辺を十分考えあわせ

られて。

そして今 6 目について、6 項目に前処理施設の関係ということでお尋ねをして、それから 2 項目で未利用地のお尋ねをしてきたわけですが、こういうふうなお尋ねをした中で、やはり今度地元に入って協議をされるということでございますので、地元の方々のことを最優先に考えていただいて、穏やかな生活が私ども地元で送れますように、丁寧に慎重な取り組みをいただきというふうに願うものでございます。

このことでいろいろな地元での問題が紛糾したりすることは、やはりよろしくないというふうに思いますので、地元の声を真摯に受けとめて、これからも協議を進めていっていただきたいというふうに思いますので、そういうふうなことを申し上げまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、1 番、永安文男議員の一般質問を終わります。

2 時まで暫時休憩といたします。

（13時52分 休憩）

（14時00分 再開）

— 日程第 2 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、一問一答方式により、6 番、橋本義雄議員の発言を許可します。

6 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問に入らせていただきます。

今回はまちづくりについて、公園管理について、町有地の利活用についてということで質問をさせていただきます。

まず、最初にまちづくりの中の 1 番として、町長は佐々川を中心としたまちづくりを推進されておられます。桜つつみには河津桜それから菜の花、市瀬のほうには河川公園、皿山公園、直売所といろいろありますが、それから先、神田の間にはまだ何もありません。整備がされていない状況であります。

北部のまちづくりの中の計画はどうされておられるのかお伺いします。まず 1 問目です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々川の堰堤につきましては、この前もお話したとおり高木等、桜などの高い木は県のほうからの許可が下りないということで河川管理上がだめだということで、なかなか難しいわけでございます。

北部地区においては、神田町内会それから市瀬町内会の皆様で佐々川の河川敷を利用して菜の花の栽培が行われているといただいておりまして、私もそれらの取り組みということはまちづくりの一つじゃないかと大変感謝をしている次第でございます。

先ほども申しましたように、県のほうの許可が下りないと、河川管理上ですね、桜などの高木ってというのが植栽ができません。そういうことで、これらの取り組みを拡大して、そういう花を植えるっていいんじゃないかと思っていますし、これらの取り組みにつきましては、やはり行政だけがなかなか難しいわけでございますので、地域の皆様方も御協力をいただければと思っています。

また、仮に河川に沿った植栽を行う事業を実施するっていいですか、そういうことで、河川の堤防外にも用地確保が必要になるのではないかと思いますので、そういう整備のするための費用もまた必要になるわけでございます。

そこで、やはり河川関係のそういう補助事業ですか、が活用できないかということで、県の憩いの場をつくるような計画はないのかということも照会を我々も行いました。現在、県ではそういう計画とか活用できる補助事業がないということで回答を得ておまして、現在、具体的な計画はありませんけど、やはり将来的な地域の皆様の、今取り組んでいる花いっぱい運動が広がりながら、何かもう一つ新しい提案があれば、事業化に向けてはやはり検討をしなければならぬと、やはり佐々川を生かしたまちづくりというのは我々の努めでありますので、今後ともそういうことを考えながらすすめていきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)
6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

今、説明ありましたが、私も桜づつみに負けない河津桜を北部のほうに植えたいということで、何年か前から仲間とも相談しながら河津町まで行ってきました。そして、河津町のすばらしい河津も見えてきました。その中で、ちょっと河津町のあれはもう人間が多くて、役場の方とはちょっと会い出し切れなかったわけですが、電話で話をしまして、河津町においても河川敷の確保ちゅうのは難しいと、今から、今手入れをしている河津桜についてもなかなか厳しいものがあるという回答でありましたので、私は北部のほうの河川敷に植える河津桜ちゅうのはもう諦めかけていました。

ところが、あるときに、先ほど町長が言われたように、河川を、河川敷の横を埋め立てて、何かスーパー堤防とかそういった形の中で植えられるよというようなことを聞きまして、ああそうかということで考えたところ、やはり河川公園も昔はあそこは田んぼやったとです。それを埋め立てて、河川公園をああいうふうにつくられたわけです。

そこで、じゃあ今そういった環境にあるところがないのかということ調べてみますと、やはり河川工事で田んぼの広がったやつがとられて、何ぼか狭くなってますけども、そういったところを埋め立ててすれば、その公園ができるんじゃないかと、それで、花もそう、河川公園みたいに大きくせずでもいいですから、少し桜も植えて、そしてトイレと休憩するところぐらいいはつくればいいんじゃないかなと思うわけです。

それで、やはり朝散歩行ってみますと、もうたくさんの方が散歩に行っておられます。私も町長ももう高齢になりまして、団塊の世代で散歩を歩いていると、ほとんど私たちの年代が多いんです。そういうときに、やはり便所がなかったり、そして皆さんと交流しながら、トイレがあり桜があるということであれば、癒やしもできるし、やはり元気が一番ですからね。そういった散歩コースもつくりながら、やったらどうかと、私はほかのところはできているんですけど、北部だけもう、いっちょかれととですね。何もないわけです。

それで、先ほど言われた菜の花も自分たちで栽培、町から苗代をもらって、種をもらってボランティアでやっているわけですけども、桜堤のほうはちゃんとした、町のほうで予算化して

やっておられ、そういうことで北部の人たちは一生懸命努力しながら環境美化に努めているわけですから、そこんところを考えながら、北部のほうにもぜひつくってもらいたいなど、河川公園の2分の1でもいいですからですね。そうすることによって、上から下までの環境整備ができるんじゃないかと。その間の舗装とか何とかはもちろんしていただかないといけないというふうに思いますが、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

スーパー堤防のお話が出てきました。やはり、河川敷の中でスーパー堤防でつくるっていうのはなかなか難しいわけでございます。その氾濫するとかいろんな劇的な緩和がなければそういうことは県はしないと思いますし、町として用地買収をしてスーパー堤防といいますか、そういう敷地を広くする、堤防を広くするというのはなかなか厳しいと思います。

河川敷の場合は多分、昔神田炭鉱からの鉱炭道路の線路敷があったわけです。あそこを私が担当のときに用地買収を行いまして、広くしてその後河川敷、それから裏に道ができたということで、積み出し口やった、石炭のですね。積み出しの線路が、鉱炭線路があったわけございまして、そういうことで多分広くなったんじゃないかと思っておりますし、ちょっとそこはよく覚えていないんですけど、そういうことで、やはりそういう事例があったということで多分そこが広がった。今の大きな堤防ができています。

それともう一つは、やはり河口敷で水があそこに全部よんどんでくるわけです。そういうことを考えれば大きな堤防でなければならなかったということです。

そして上のほうは、やはり上流はそんな大きな堤防はいらないということで、現状桜の木を植えたら堤防敷が壊れる可能性があるということで、県のほうからもだめだということで言われているわけです。

そういう中で、桜とか何か植えるためのスーパー堤防というのはなかなか考えにくいということだけ思っていますので、ただ、菜の花とか、先ほど申されましたようなことでやっていくということであれば、町としてもどういう方向性でやるのかと。佐々川の堤防敷のほうも、下のほうも菜の花や、公的、公用で植えておるところもありますし、そういうことで補助とか何か検討をさせていただいて、もしできればそういう方向性が望ましいのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

そのスーパー堤防云々というのは難しいかもしれませんが、国の制度として何か補助金制度があれば、河川公園みたいなミニぐらいいはあそこできると思うんです。まだ、田んぼの余地はありますし、そういったことも含めてできるんじゃないかなというふうに思います。

それと、神田ちゅうのが今佐々町の中で人口が一番多い町内会になっております。そういうことで、私のまちづくりの基本としていつも思っているのは、昔の炭鉱時代の全盛期時代の神田を想像しますと1,800人いたんです。そしてにぎやかな町になっとったわけですが、今、神田が1,300人ちょっと。それでさざん花まで合わせたら約1,500人です。そうするとあと300人増えると神田の全盛期時代になるわけです。

そういった、町長、人口の減ることばかり考えながら事業をしておられますけれども、やは

りそういった前向きなことも地域で考えることも大事じゃないかと思えます。

300人増えれば地域は変わります。店もできますし、やっぱり地産地消として農産物も売れるようになるわけです。昔は、農家の品物はつくればつくるほど、つくったしこ売れたんです。それは人口があったから、炭鉱があったから。そういうことを考えてみて、やはり人口を増やすことを考えながら、そうやって増やすだけではできません。そうした桜とか公園をつくりながら癒やしの場をつくってやる。そして交流人口を増やしていく。そういうことを考えながら、私はそこにミニ版でもいいから河川公園みたいなちょっとした公園、桜を何十本か植えてくつろげる公園をつくったらなと思えますが、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに我々も人口減対策というのは大変重要な施策でございまして、神田も増えてると。佐々町全体が人口が今増えてるんですけど、微増ですすね、増えてるんですけど、人口を減らさないような仕組みってというのは考えていかなければならないと思っております。

先ほども申しましたように、佐々川沿いのそういう先ほど申されました河川公園的なものといえますか、桜を植えるところということで、県にも問い合わせをしたということでありました。その補助事業について、何かそういうことがないかということでお話を県のほうにも繋いでおりますけど、県は今のところそういうつくるっていいですか、そういう場所がないということで回答を受けております。それで、なかなか我々だけで、例えばそれを町だけで一般財源でやるってのもなかなか厳しいわけでございます。

これはもう町全体で、やはり活性化をしなきゃならないということを考えてございまして、神田をもちろんしなければならぬかもわかりません。ただ、ほかのところもあるわけです。全体的に考えてやらなきゃならないと思っておりますので、やはり先ほど申した花いっぱい運動を進展させて、そういうことで少しずつ拡大していったら、交流人口の拡大をやっていかなくちゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

確かに単独では無理だと思います。しかしながら、そういったものを模索しながら、もしもそういった国、県の補助的なものがあればぜひお願いしたいと、私は諦めないほうですので、一旦思い立ったらずっと思っておりますので、私が辞めるまで言いますから。

そういうことで、1 問目を終わりたいと思っておりますが、やはり佐々川沿いはもうすばらしい環境がありますので、そのところを御理解いただいて、探せばあるんじゃないかなという気持ちを持ってやってもらえればと思います。

2 問目に移ります。佐々町観光サイトの中に、山の雄大さと優しさを教えてくれる古川岳遊歩道と紹介がされてあります。その情報に関するお問い合わせは産業経済課までとされております。

そこでお尋ねです。この管理はいかがなされているのか。また、佐々町観光にどう生かされているのかをお聞かせください。伺いたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々町の観光サイトと申しますか、ホームページのほうに佐々町の観光サイトがございまして、その中で御質問ございます古川岳の遊歩道の紹介を行っているわけでございます。

内容につきましては、遊歩道のほかに展望台とか、そこから眺める風景を紹介しているところでございますが、いろいろお話がっておりますように、展望台でございますけど、周りに木が生い茂っております、覆いかぶさっております部分もございまして、

今後はやはり周辺の土地の所有者がいらっしゃいますので、やはり了解を得て、枝とか木の伐採を行っていかないと申しておりますし、遊歩道全体の管理でございますけど、設置時に事業活用いたしまして、県の補助金がそういう補助金がないものですから、一般財源に頼らざるを得ない、町でつくらなけりやならないということでございまして、やはり遊歩道の周りの枝とか木を伐採しながら、限られた予算の中で、現在できる限りをやっていかないと申しておりますので、やはり、住民の皆さん大変御不便をおかけしておりますけど、そういうことがないように気をつけてやっていかないと申しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

今、議会中でありまして、そこに休憩中に映っている、スクリーンに映っているのがあります。それは、高速が通る前と高速が通ってからの写真が映りますね、休憩中のところに。それは全部、古川岳の展望台から撮ってあると思います。

それで、私が記憶で城の辻のところの観音さんのある手前はずっと歩いて小浦のほうの景色がきれいに見えていたんです。それがもう全く見えない。上がってしまってやっと見えるかなというくらいです。

それから展望所においても、周りの木が茂って縛っている。そして、そこにはいろんな観音像や菩薩像があったり、大岩があったりとしていますが、そういったものの管理、手入れというのはどういうふうにされているのかということと、この前 2 番議員さんがちょっと質問されましたけども、ロープを張ったりとか落ちないようにする手段とかは完全にされたんですかね。ちょっとお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

古川岳の私も遊歩道をずっと歩きました。観音像が 13 か所やったか、いや 8 か所かね、あるんですよ、ずっと。地蔵様がずっとあって、前は多分古川町内会ですかね、何か婦人会か何かでずっとお守りをされていたと申しております。

今、道路が多分、行く道が壊れているところもあるし、覆いかぶさったところもあって、なかなか危険な場所もあって、それから地蔵様も崩れているところもあるし、なかなか難しいわけでございますけど、やはり町として今後そういうことがないって申しますか、遊歩道をずっ

とやるのも整備するのも大分お金がかかるということで、どれぐらい登っていただけるのかわからないんですけど、私も歩いたときには 5 人ぐらいお会いいたしました。それで、やはり町としてそういうことをやっていかなきゃならないと思っています。

どれぐらい今崩れているのかちょっと、産業経済課、わかるんですかね。答弁は担当のほうからしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 (淡田 邦夫 君)
産業経済課長。

産業経済課長 (藤永 尊生 君)

前回御質問もありましたとおり、現状の把握の部分で職員のほうも登りまして、現地のほうを確認しておりますけれども、ちょっと数までは、ちょっと今数字はわかりませんが、もちろん擬木が倒れていたりというのもありまして、ありましたけども、一応そういったのは支障がないような形で横、道脇によけるとかいう形をさせていただきまして、今のところはその交通ができるような形にはしておりますけども、日々見れるわけでもございませんので、なるべく状況を把握しながら、支障のないような形で進めていければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 (淡田 邦夫 君)
6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

まず、伐採とか環境、景色が見えるような作業はしてもらえるのでしょうか。それから、古川の観音さんといいますか、あそこを上っていく道はもう通れないようになってると思うんですけども、婦人会の方でそういった仏像の世話をされているんですか。されてます。

そういうことで、まず伐採はしていただけますか。

議 長 (淡田 邦夫 君)
産業経済課長。

産業経済課長 (藤永 尊生 君)

おっしゃるように、支障になるようなところがございましたら、地元の方にも御協力といいますか、御理解をいただきながら伐採できるようなところがあれば切らせていただく。その枝打ち等をさせていただくというような形のほうで対処したいというふうに思っております。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)
6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

それから、伐採は何とかするというごことですが、その古川岳をメインにイベントとかそういったことは考えておられないでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)
町長。

町 長（古庄 剛 君）

古川岳をメインにイベントという、ウォーキングはできるかもわかりません。ただ、上のほうに、橋本議員も御存じのとおり、登ったところ狭いですね。全部、テレビ塔のところももう、あそこも何か入れなくなって、木が繁茂して狭くなっているんです。

そういうことで、なかなか上でイベントをするというのはなかなか厳しいのではないかと考えていますので、ウォーキング程度ならできるとは思いますけど、ウォーキングも、やはり高齢者ちゅうのはなかなかきついわけですね、あそこの坂が 1 人しか通れない、御存じのとおり、上がっていくときすれ違いがなかなか難しいところもあるわけですね。だからそこら辺をよく考えてやっていかなきゃならないと考えていますので、そういうイベントをするというのはそこでは難しいのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

一応、私はこうしてサイトに載せておられるので、見た方が登ってがっかりされないように、そしてまた、道はちゃんと通られるように整備をしてもらいたいなど、ただ、金かけて云々じゃなくて、通ってみて危ないところはロープを張ったりとか、そういったちょっとしたことをやっていけばいいんじゃないかなと思うわけです。

そうすることによって、ウォーキングでもできるようになるんじゃないでしょうか。今のままだったらこれは当然、危ないからできないという状況でございますので、まずは伐採をしてもらって、景色がよく見えるようにして、そしてやってもらえればと思います。

そういうことで次に移ります。次に、公園管理についてですが、桜について樹木医の方に診断を頼まれました。その後どうされたかお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

平成 29 年度の公園等の植樹、植栽の樹木の調査業務委託ということで、150 万円の予算をかけて、町内 5 か所の桜の調査を実施いたしております。

内容としましては、皿山公園ほか 4 か所の桜 1,200 本を調査を行っておりまして、調査項目としましては周辺環境の調査とか、土壌、それから木の勢いの調査とか、それから形ですか、それから病害虫の調査と 5 つの項目を実施しておりまして、そして最終的には民間の管理スケジュールというのを作成しておるわけでございます。

今回の調査で、枯れた木等の伐採部分は行っていきますし、また年間スケジュールで行けば、病害虫の駆除を 5 月、6 月に行うことになってはいますが、こちらについても建設課作業班のほうで、業務が多忙でまだ全部が終了していない状況でございますので、病害虫の駆除については 7 月ごろまで可能ということをお言いただいておりますので、それまでには終了させたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

病気にかかったり何だりということで、その処理っていいですか、手入れはどういうふうにされますか。

病気にかかったという印が、あそこの真竹谷に何本か、かなりありましたね。それから、ほかのところもあったと思いますが、そういった桜の木の管理はどういうふうにされますか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (山本 勝憲 君)

桜調査の結果でちょっと御報告をさせていただきたいと思います。

桜のほうの個別の樹勢調査を実施しておりまして、調査箇所は真竹谷、皿山、河川公園、千本公園、桜堤の 5 か所でございます。調査本数が、町長が言いましたように 1,200 本、約ですね、約 1,200 本。そのうち不健全、いわゆる病気とか枯れたりとかしていた分が約 200 本ほどございました。それにつきましては、病虫害の駆除という形の中で作業班、うちの建設課の作業班でできる作業もございしますが、一方専門家にお願いする部分もございします。

誠に申しわけないんですけど、こちらにつきましては、専門家に依頼する部分につきましては費用が必要に、必然となってこようかと思っておりますが、調査のほうは 3 月ということで、桜の咲く時期直前です、そこまでちょっと引き延ばしましたので、そういう関係で予算の手当をしておりません。その辺も含めて、今後検討させていただきたいということで考えておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

また、真竹谷については、前からモンパ病、カビが出る病気だということを普及所の振興局の方に行ってもらって調べてもらったことがあります。

そういうことで、カビというのはやはり排水を良くすれば、環境を良くすれば治ると、今かかっているのは土を入れ替えたりしないとできない、そういうふうには私は思います。

ですから、今ある中で、そのまま伐採してしまうというよりも、ちょっと剪定を強くしながら、根を掘り上げて新しい泥を入れ替えると、そういうことをしながら排水対策を、真竹をずっとしていけば、今 50 センチぐらいのところは穴を掘ってありますので、コンクリートをずっと、周りがコンクリートでありますので、50 センチぐらいのところは排水管がありますけども、それよりもう少し下げた中で排水をしていけば、排水をしていって土を入れ替えたりとか、消毒をしたりとすれば助かります。しかし、そのままおけばあそこはみんな枯れてしまいます。言っておきます。

それと、そういうことでどこの桜もそうなんですけれども、やはり大きくしないともう桜の意味がありませんので、大きくするための努力をしてもらえばと思います。

ということで、桜については終わります。

次に、樹木の剪定を皿山公園などでされておられます。ただ、大きくなったから剪定をしたというふうには受け止めておるわけですが、そういう仕方じゃなくて、やはり木によって剪定の仕方、いろいろあるかと思っておりますので、そこんところを伐採をする前に、この木はどういう性格をしているんだと、どういうふうな剪定をするんだということを業者さんにちゃんと言うてからしないと、いろんな、切ってからでは遅いので、そういったことをちょっと考えてもら

えばと思うんですけどもどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

皿山公園の樹木伐採につきましては、1つは公園の出入口の見通しの確保ということと、2つ目は国道からの公園内の様子、特に菖蒲園の花などの状況が見えづらかったという状況がございましたので、この2つの要因により、直売所前の駐車場周辺と国道沿いの樹木を一旦切らせていただいたということで、確かに御指摘のとおり、今回の伐採は一部過度な伐採がありまして、環境上、美観上ちょっと望ましくない部分もあったのかと感じてはおるところでございます。

公園の樹木につきましては、住民の目に触れやすい身近な緑ではありますし、安らぎや癒やしなどの心理的効果を与えるとともに、良好な景観形成や大気の浄化、延焼防止などの環境観点からも重要な緑とっております。

しかし、一方で植栽後年数が経過しまして、老木化や大木化が進んでおる樹木もあると思っております。本来、機能や樹形が失われた状態になってしまっているものもございます。また、設置後10年以上経過した公園では、皿山とか千本もそうですけど、樹木が成長し、公園内部や外部からの見通しが確保できないというような状況もございます。

こうした状況を踏まえまして、公園の樹木の持つ機能や防犯上も適正な樹木の維持管理が必要であるということで考えておりますので、おっしゃられたとおり、具体的には専門家に意見を聞きながら、適正な公園内の樹木の配置や適正な樹木の間隔、それとか危機管理上伐採が必要な樹木がないか、そういうようなのを含めて計画的な樹木伐採の整備を行いたいと今後は考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

今、言われているのは、モクレンが国道方にあった部分を私はちょっと言っているわけですけども、モクレンちゅうのは皿山公園にはまだ何本もあるとです。ところが、最近なかなかモクレンが見えなくて、その国道べただけはすごい大きなモクレンになって、ここんにきには、もう珍しいようなモクレンです。それをばっさり切っておられます。

そういうことで、管理上どうしようもないということで切られたと思いますが、中のほうにあるモクレンとか、それからコブシとか、それからまた皿山公園の菖蒲園の中にはいろんないい植木が植えられております。ですから、そういったものをちゃんとこう見ながら伐採をするなら、伐採ちゅうか剪定をするなら剪定の仕方を考えてやってもらえればと思います。

皿山公園の管理棟から入ってずっと皿山の皿を焼いているところですね、体験施設、あその上のほうからずっと、もう寂しい植木になってしまっています。何年前に桜を剪定してありました。桜は切るもんじゃなかった昔から言われとつとですけど、そりゃあ剪定はせんばいかなんとはあります。老木はばっさり切るとか、そういった風通しをよくするための剪定をします。しかし、ばっさりやってしまうと10年、せつかく太ってきた桜がまた元に戻ってしまいます。

そういうことで、ちゃんと業者さんにこれはこうだから桜はこうしてくださいとか、コブシはもっと大きくするんだから、そういった透かししながら剪定をしてくださいとか、そういっ

たいろんな木の、せつかく広いところに植えてある植木ですから、そこんところをこう、剪定というのは小さくするというんじゃなくて、木を大きくするための剪定をしていくというふうな剪定もあるんだということを知えとってもらえらえばと思うんですけども、町長、どうですかね。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

先ほど山本課長が申したように、やはりそういういろんな木があるわけです。思い入れの木がたくさんあるということもありますので、やはりこの専門家に意見というのを聞きながら、適正な公園内の樹木管理をやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

遊具も今変えて、だんだんいい遊具ができています。それと同時に木もちゃんと、皆さんが行って見られるような剪定の仕方をした公園にしていだければと思います。公園については終わります。

続きまして、町有地の利活用ということで、神田の春の山団地の跡がまだまだそのままになっています。今まで何人かの議員さんも質問されました。その状況です。どうされるのか計画があればお示してください。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

春の山団地は、橋本議員も御存じのように昭和36年に建築された木造の23戸が平屋建てがあったわけでございますけど、平成26年に解体を行いまして、約面積的に3,940平米、1,190坪の空き地が今残っているわけでございます。

平成23年に策定されました、公営住宅の長寿命化計画の建替えプログラムでは、春の山団地は近隣の敷地に建て替えまして現在地は売却するという方針でございましたが、この建替えプログラムでは図池団地や里山団地の建て替えていうこともなっておりますので、住み替え用に新規の団地を建設する必要がございます。

その住み替え用の新規団地に現在保有する町有地を活用して建設することとしておりまして、その候補地として春の山団地の跡地を活用するという考えがあったわけでございます。ですが、場所的に里山地区から神田地区への住み替えというのは実効性がやはり乏しいということで、今再検討をしている公営住宅の建て替え計画が進んでいないということもあまして、具体的な土地利用ってというのはまだ決めかねている状況でございます。公営住宅の活用をまず検討はしますが、今のところは難しいのではないかと考えております。

ほかの未利用地等があり、一緒にまず活用方針を内部で具体的な検討を行いながら、やはり今後、議会の皆様方にも報告をして、こういう利用について考えたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

私もずっと地元において、ずっと草ぼうぼうしておるのをずっと毎日見よるわけですけども、もしも東町みたいな形であれば固定資産税も入るし、人口も増える。

私は、先ほど言いましたように、神田の人口に対しての目標を持っております。それに向かって私は、あるいろんなことに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうでしょうか、私の考えでは。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変いい考えではないかと思っておりますし、それも一つの方法ではないかと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

結論はでないと思いますが、なるべくそういった町有地の活用というのは早く取り組んだほうが収入にもなると、そういうことでございます。

私も毎日毎日そこを通るわけです。そういうことで、いつも思っております。それから、先ほど質問しました古川岳も毎日見ているわけです。そいで、やっぱりシンボリックなものであるし、そういったものを含めてやっぱり早く何とか、町有地も何とかしなきゃいかんということを思っております。

ということで、私の質問をこれで終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、6 番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

（14時43分 休憩）

（14時50分 再開）

— 日程第 3 議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件

（佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）—

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を行います。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第 3、議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町特定教育・保育施設及

び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第35号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

まず、説明に入ります前に、本条例に関しまして、国の改正が平成30年1月31日に行われましたが、事務手続が遅くなり、専決処分での手続となりましたことに対しましておわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案35号の資料について御説明をいたします。

資料のほうをお願いいたします。改正内容につきましては、平成30年内閣府令第4号において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の改正が行われております。

改正内容としましては、認定こども園法の第3条第7項、第10項、第12項が追加されたことに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の事務、認定に係る指定都市等への事務の移譲が盛り込まれ、新たに挿入がなされております。

この資料のほうでいきますと、改正内容の2段目の太字で書いてある部分になります。そちらのほうで盛り込まれたことにより、項ずれが生じております。それに伴い、本町の条例の引用部分に項ずれが生じておりますので、その項ずれに対応するよう条例の改正を行ったものでございます。

それでは引き続き、議案の1ページのほうをお願いいたします。佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐々町条例第27号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

対照表でございますけれども、第15条第1項第2号のところになります。同条第11項ということで、改正前が同条第9項となっております。項ずれを直すために修正を行っております。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第35号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

— 日程第 4 議案第36号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例等の一部を改正する条例） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 4、議案第36号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第36号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

それでは、議案第36号、資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思います。お手持ちの資料のほうをお願いいたします。

改正の内容につきましては、平成30年厚生労働省令第30号により、介護保険法施行規則等の一部が改正され、それに伴い所要の改正が必要となりましたので、関係する条例3本について

改正を行ったものでございます。

改正内容につきましては、資料のほうの中段のほうに改正内容ということで、黒丸のほうでお示しをしております。

①看護小規模多機能型居宅介護の開設者について、現行は法人であることが必要とされているが、医療法の許可を受けて診療所を開設しているものも含めることとされたことに伴う改正。

②訪問介護員等の範囲として、介護保険法施行令の改正により、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるものの範囲が拡大されたことに伴い、定期巡回・随時対応型訪問看護介護及び夜間対応型訪問介護を提供するものの範囲については、従前の通りとするための改正。また、認知症の定義について、引用法令の箇所をより具体的に示すための改正など。

③認知症の定義について、引用法令の箇所をより具体的に示すための改正ということで、3つについて、3本の条例を、改正を行っております。

続きまして、議案のほう、1ページのほうをお願いいたします。

佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例（平成25年佐々町条例第4号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後部分の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

こちらのほう改正後になります。第3条の中で、下線が引かれた部分、または病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）に係る指定の申請に限る）であることまでを追加をいたしております。

次のページをお願いいたします。2ページでございます。

第2条、佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年佐々町条例第5号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後になります。第5条第1項第1号になります。下線が引かれた部分、（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る）。それから、46条の第1項、表の下のほうになります。下線が引かれた部分になります。（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る）、こちらのほうを追加をさせていただいております。

次の3ページになります。

第59条の9第6号、中段ほどになります。法第5条の2第1項ということで、第1項のほうを加えております。こちらのほうが、認知症の定義の引用箇所をより具体的に示すため追加をしております。

続きまして、従業員の数のところ、61条になります。下から2行目になります。以下同じということで、こちらのほうは、引用について具体的に示すため追加をしております。

次のページをお願いいたします。4ページは修正箇所はございません。

5ページになります。

第 3 条、佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 25 年佐々町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後のところになります。4 条の中で、法第 5 条の 2 第 1 項ということで、第 1 項を加えることにより、認知症の定義の引用箇所を具体的に示しております。

附則、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 36 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

— 日程第 5 議案第 37 号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町税条例の一部を改正する条例） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 5、議案第 37 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 37 号 朗読）

中身につきましては、税務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

それでは、議案第37号を説明いたします。

まず、資料のほうから説明をいたします。まず、資料のほうですけれども、5月15日に総務委員会の折に提出しました資料につきまして誤りがありましたので、再度見直してつくり直しております。申しわけありませんでした。

それでは、説明をいたします。

まず1番目に、条例改正の理由ですけれども、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、原則として、平成30年4月1日から施行されることに伴い、平成30年4月1日施行の分について、佐々町税条例の一部を改正するものであります。

2番目、主な改正の概要です。

まず、町民税関係から説明いたします。

まず1つ目が、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例ということで、親会社の所得に合算された外国子会社が支払った所得税、法人税及び地方法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を法人住民税、法人税割から控除するものです。

今回の改正につきましては、新たに地方法人税と、あと法人住民税、これは、県と市町とありますけれども、法人住民税、法人税割が新たに加わっております。

2つ目が、法人町民税に係る納付期限延長の場合の延滞金の計算の期間の見直しであります。これは、平成28年12月議会において改正をしている分ですけれども、今回、法人町民税に係る納期限延長の場合の延滞金について、同様な改正をするものであります。

続きまして、固定資産税関係になります。

1つ目に、地域決定型地方税制特例措置の改正であります。これ通称、わがまち特例というものですけれども、法律の定め範囲内で、地方自治体が特例率を条例で定めることができる仕組みとなっております。本町では、今回の改正において、国が示す参酌基準のとおり定めております。

このわがまち特例につきましては、資料のほうで、ページの5ページをお願いいたします。

マーカーで塗った部分が、今回改正の部分となります。この中で、エの分なんですけれども、これは再生可能エネルギーについての分になりますけれども、これが太陽光発電以外は進捗が遅れておりますから、重要な課題であるということを鑑み、見直しを行った上で、適用期限の2年延長をされております。見直し後には、それぞれの太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスにつきましては、ワットによって2つに分かれおります。

続きまして、また1ページに戻ってお願いいたします。

2つ目が、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設であります。これは、劇場や音楽堂は、年齢、性別、障害の有無など関係なく、心豊かな生活を実現するための場として求められ、国民生活においては公共財というべき存在であるということから、特例が今回講じられております。

続きまして、3番目ですけれども、平成30年度評価替えに際し、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものです。これは、固定資産税につきましては、土地家屋につきましては3年に一度評価替えを行っております。今年度、平成30年度が評価替えの年となっております。平成27年度の評価替えと同じ仕組みを3年間同じように継続するものであります。

資料としまして、最終ページ、6 ページですけれども、負担調整の仕組みについての資料をつけております。この中で、商業地等の宅地とありますけれども、これは、下にあります住宅用地以外の宅地ということでありまして、

最初の 1 ページに戻っていただきまして、負担水準の計算式ですけれども、前年度の課税標準額を当該年度の評価額で割ったものが負担水準となります。この負担水準によって、30年度の課税標準額が決まる仕組みとなっております。

それでは、条例のほうを朗読し説明いたします。

佐々町税条例の一部を改正する条例。佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分に存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

今回の改正では、先ほど説明したもの以外で文言の修正や項ずれ等の改正がっておりますけれども、それ以外の改正部分について説明をさせていただきます。

まず、第20条です。これは延滞金の計算に関係ある条例が記載されておりますけれども、その中で48条、それから52条につきましては、今回改正するものでありますので改正をしております。

それから、第139条第2項並びに140条第2項の部分ですけれども、こちら、特別土地保有税の関係になります。特別土地保有税は、平成15年から新たな課税につきましては停止となっておりますけれども、法令上はそのまま残っておりますので、今回記載が漏れていましたので、これを加えております。

続きまして、ページの4ページをお願いいたします。中段にあります48条であります。これは、外国関係会社に係る所得の課税の特例でありまして、2項、3項を新たに設けております。

続きまして、ページの6ページをお願いいたします。第52条であります。2項、3項、それから7ページの5項、6項ですけれども、これは延滞金の計算の見直しということで、この分を加えております。

それから、10ページ、10条の2をお願いいたします。これにつきましては、わがまち特例の分でありますので、その分を改正をしております。

それから、13ページをお願いいたします。一番下段にありますけれども、10条の3第12項であります。これは、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置についての記載となっております。条例では手続きについての記載となっております。

それから、14ページをお願いいたします。中ほどで10条の4ですけれども、こちらが評価替えに関する条例となっております。この分につきましては、年度のほうを書き換えを、改正をしております。

それから、17ページになります。第15条です。特別土地保有税の課税の特例でありますけれども、こちらのほうは固定資産の評価替えと関係がありますので、こちらも同様に年度のほうを改正をしております。

18ページをお願いいたします。附則、施行期日、第1条、この条例は平成30年4月1日か施行する。第2条、第3条には、町民税に関する経過措置、それから固定資産税に関する経過措置を記載しております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

資料の委員会の事務調査とここに出した資料が違うとおっしゃったものですから、委員長さんに質問してほしいんですけど、どこが変わったのかなと思ひまして。担当の委員会が知らんで、審議できんごとです。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

すいません。まず、一番下の行でありますけれども、平成30年度評価替えというのがありますけれども、この字の評価替えの「替え」という字を間違っ、「エ」という字になっておりました。

それから、2の主な改正の概要ということで、町民税関係ですけれども、（1）の最後の行になりますけれども、法人税割から控除するということになってはいますけれども、「から」という文字が抜けていましたので加えております。

それから、固定資産税関係で、地域決定型地方税制特例措置ということで、わがまち特例ということでしてはいますけれども、私のほうが、地域決定型地方税制度ということで、こういった言葉がなかったものですから、わがまち特例と書き換えをさせていただいております。

あと、一番下にあります負担水準の計算式なんですけれども、最後に括弧書きで、住宅地の場合、特例があるんですけど、この特例のほうを書き漏らしていましたので、この分を新たに加えております。

以上の訂正をしております。申しわけありませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと今、すみませんけども、今のちょっとわからんやったもんけんが。

しばらく休憩します。

（15時22分 休憩）

（15時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番。

7 番（平田 康範 君）

資料でちょっと見方がわからんものですから確認させてもらいたいんですが、5ページの一番右端に、平成29で1、3、4、5とあるですね。これは、30年と比較したときの項の番号の変更ですか。この番号は何ですかね。我々は初めて見るものですから全然わからんんですけど。

税務課長（内田 明文 君）

すいません、説明が漏れていまして申しわけありません。

この 5 ページの表ですけども、見方ですけども、まず項番号が、新たに項の番号を左端につけております。それから、項目、それから課税対象、それから参酌基準というのが、国が示す基準になっております。本町の場合、基準どおり条例を設けております。

それから、下段上段とありますけども——（私語あり）すみません。一番右端のほうは、改正する前の番号になります。項の番号です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 37 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

— 日程第 6 議案第 38 号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 6、議案第 38 号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 38 号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、議案第38号の御説明をいたします。

お手元に配付しております資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

資料の下段のほうに改正の内容ということで記載をしておりますけれども、今回2つの改正になっております。

まず、第2条のほうで、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げということで、現行54万円が58万円に、4万円の引き上げとなっております。

それから、2つ目の改正でございますけれども、第21条ということで、国民健康保険税の減額ということで、これは、低所得者の保険税の軽減措置の拡充ということで、その軽減判定の所得額を変更するものでございます。改正前は、5割軽減のところ、基準額33万円プラス27万円、これが27万5,000円ということになっております。2割軽減のところ、49万円が50万円ということで、それぞれの改正になっております。

それでは、条例のほうに戻っていただきまして、佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

2ページをお開きください。第2条の第2項でございますけれども、ここに基礎課税額の課税の限度額というところがありまして、改正後、基礎課税額が58万円ということで改正をしております。

それから、2つ目の第21条でございますけれども、21条第1項では、先ほどの限度額の58万円の改正、それから21条1項の第2号と第3号で、軽減措置の判定額の改正ということで27万5,000円、50万円、それぞれ改正を行っております。

附則、施行期日、1、この条例は平成30年4月1日から施行する。

適用区分、2、改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

ちょっと参考までにお聞きしたいんですけども、もう所得がわかっていると思っておりますので、58万になられる方的人数って、何人いらっしゃるのか教えていただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

限度額を超過される世帯が、今回の30年度の賦課期日現在で19世帯の方が、今回の58万円の

限度額を超過される世帯ということでございます。
以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。

これから採決を行います。議案第38号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はどうもお疲れさまでした。散会といたします。

（15時32分 散会）